

市税ガイド2025



豊田市



i n f o r m a t i o n

わたしたち一人ひとりの暮らしと市税
ちょっとした疑問やお問い合わせにこの一冊を!

■ 税に関するお問い合わせは 豊田市ホームページ <https://www.city.toyota.aichi.jp/>

税	内 容	担 当	電 話・FAX
市 税	個人市県民税に関すること 法人市民税に関すること 市たばこ税・鉱産税・入湯税に関すること 事業所税に関すること 軽自動車税に関すること 固定資産評価審査委員会に関すること	市民税課	電話 [軽自動車税以外] 0565-34-6617 [軽自動車税] 0565-34-6877 FAX 0565-31-4488
	固定資産税・都市計画税に関すること 特別土地保有税に関すること	資産税課	電話 [名義・送付先] 0565-34-6618 [土地]0565-34-6987 [家屋]0565-34-6983 [償却]0565-34-6613 FAX 0565-31-8969
	市税の徴収に関すること 口座振替・過誤納金に関すること	債権管理課	電話 0565-34-6619 FAX 0565-31-4489
	市税の証明・閲覧に関すること	市民課	電話 0565-34-6625 FAX 0565-34-6191
	国民健康保険税に関すること	国保年金課	電話 0565-34-6637 FAX 0565-34-6007
国 税	国税全般に関すること	豊田税務署	電話 0565-35-7777

県 税	納税及び納税証明に関すること	豊田加茂県税事務所 徴 収 課	電話 0565-32-7481
	県民税・事業税の課税に関すること	県民税・事業税 グ ル ー プ	電話 0565-32-7482
	不動産取得税の課税、減免に関すること	不動産取得税 グ ル ー プ	電話 0565-32-7484
	自動車税の課税、減免に関すること	自動車税 グ ル ー プ	電話 0565-32-7483

第1章 市税の種類	2
市民税	2
固定資産税	24
都市計画税	32
事業所税	33
軽自動車税	34
国民健康保険税	37
市たばこ税	43
入湯税	44
鉱産税	44
第2章 国税・県税のご案内	45
国税	45
県税	46
第3章 市税の納付	47
市税の納期限と納付場所	47
口座振替（自動払込）制度	49
市税を滞納すると	50
市税の減免・市税等の猶予制度	51
豊田市版環境減税	52
市税の救済	53
第4章 市税に関する証明・閲覧	54
市税のQ & A	56


 簡単INDEX

市 民 税

固 定 資 産 税

都 市 計 画 税

事 業 所 税

軽 自 動 車 税

國民健康保険税

市 た ば こ 税

入 湯 税

鉱 産 税

国税・県税の案内

市 税 の 納 付

証 明 ・ 閲 覧

市税の Q & A

第1章 市税の種類

市民税

市民税には、個人の市民税と法人の市民税があり、それぞれ課税の基準によって均等割と所得割（法人は法人税割）に区分されています。

- 均等割 納税者の所得金額の多少にかかわらず、広く均等に負担してもらうものです。
- 所得割(法人は法人税割) 納税者の所得金額に応じて負担してもらうものです。

個人市民税

■納税義務者

納 税 義 務 者	納める税金	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
市内に事務所、事業所又は家屋敷がある人で市内に住所のない人	<input type="radio"/>	—

市内に住所があるかどうかは、その年の1月1日現在で判断します。

したがって、令和7年1月2日以後に豊田市に転入された人は令和7年度は豊田市では課税されませんが、転出された人は豊田市で課税されます。

また、令和7年1月1日までに死亡した人は令和7年度は課税されませんが、令和7年1月2日以後に死亡した人については課税されます。

■税額の計算

$$\text{均等割額} = 3,000\text{円} (\text{ほかに県民税} 1,500\text{円}) \text{注}$$

$$\text{所得割額} = [(\text{前年中の所得金額} - \text{所得控除額}) \times 6\% (\text{ほかに県民税} 4\%) - \text{税額控除額}]$$

↑
課税所得金額 (1,000円未満切捨て)

注 令和6年度から市県民税均等割にあわせて森林環境税（国税）の課税が始まりました。
詳しくは21ページをご覧ください。

個人の県民税

個人の県民税は愛知県の税金ですが、納税者や課税所得金額が個人の市民税と同じなので、納税者の便宜などを図るため、豊田市が個人の市民税とあわせて課税し徴収しています。市民税と県民税をあわせて市県民税といいます。

■課税されない人（森林環境税については21ページをご覧ください）

均等割・所得割のどちらも課税されない人（＝市県民税は課税されません）

- 1 生活保護法で生活扶助を受けている人
- 2 障がい者・未成年者・寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下（給与の収入金額のみの場合2,044,000円未満）の人
- 3 上記以外で前年中の合計所得金額が、次の金額以下の人
 - ア 扶養家族のない人 42万円
 - イ 扶養家族のいる人

$$32\text{万円} \times \text{家族数(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)} + 28\text{万9千円}$$

所得割の課税されない人（＝市県民税の均等割は課税されます）

注3 前年中の総所得金額等が、次の金額以下の人

ア 扶養家族のない人 45万円

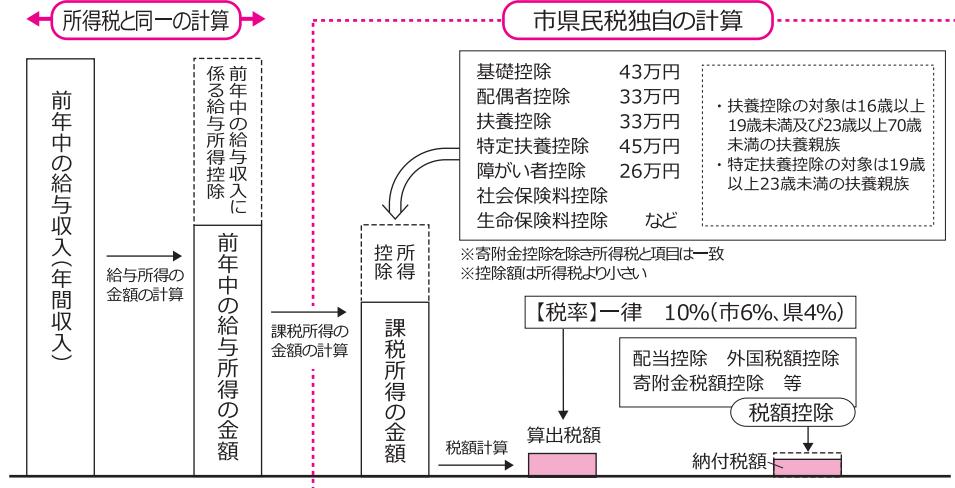
イ 扶養家族のいる人

$$35\text{万円} \times \text{家族数(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)} + 42\text{万円}$$

- 注1 「ひとり親」とは、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人です。ただし、寡婦又はひとり親で、事实上婚姻関係と同様の状態にあると認められる者がいる（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」とある）人は対象外です。
- 注2 損失の繰越控除を適用する前の総所得金額等をいいます。
- 注3 損益通算及び損失の繰越控除を適用した後の総所得金額と分離課税の所得金額（土地建物等の譲渡所得は、特別控除前の金額）の合計額をいいます。

市県民税所得割額計算のフローチャート（給与所得者の場合）

（給与所得の算出は所得税と共通）



■所得金額の計算

所得割の税額計算の基礎は所得金額です。この場合の所得の種類は、所得税と同様10種類で、その金額は一般に収入金額から必要経費などを差し引いて算定されます。

なお、市民税は前年中の所得を基準にして課税されますので、令和7年度の市民税は令和6年中の所得金額が基準となります（ただし、退職所得は他の所得と分離して所得の発生した年に課税されます）。

所 得 の 種 類		所 得 金 額 の 計 算 方 法
1 利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額=利子所得の金額
2 配当所得	株式や出資の配当など	収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子 = 配当所得の金額
3 不動産所得	土地や建物を貸して得た所得で地代、家賃、権利金など	収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
4 事業所得	事業や農業の所得など	収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
5 給与所得	サラリーマンの給料、ボーナスなど	収入金額 - 給与所得控除額 = 給与所得の金額
6 退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額 - 退職所得控除額) × $\frac{1}{2}$ = 退職所得の金額
7 山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 山林所得の金額
8 譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額 - 資産の取得価格などの経費 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額 {長期譲渡所得（土地・建物の長期譲渡所得を除きます。）は $\frac{1}{2}$ の額が課税対象です}
9 一時所得	継続性のない一時的な所得で、賞金、生命保険の満期受取金など	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 一時所得の金額 ($\frac{1}{2}$ の額が課税対象です)
10 雜所得	公的年金、個人年金など	次の①、②及び③の合計金額 = 雜所得の金額 ①公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 ②業務に係る雑所得収入金額 - 必要経費 ③①、②以外の雑所得収入金額 - 必要経費

■給与所得の求め方

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
55.1万円未満	0円
55.1万円以上 161.9万円未満	収入金額-55万円
161.9万円以上 162万円未満	106.9万円
162万円以上 162.2万円未満	107万円
162.2万円以上 162.4万円未満	107.2万円
162.4万円以上 162.8万円未満	107.4万円
162.8万円以上 180万円未満	A×2.4+10万円
180万円以上 360万円未満	A×2.8 - 8万円
360万円以上 660万円未満	A×3.2 - 44万円
660万円以上 850万円未満	収入金額×90%-110万円
850万円以上	収入金額-195万円

※ A = 収入金額 ÷ 4(千円未満切捨て)

■年金所得の求め方

公的年金等以外の所得の合計金額が1,000万円以下の場合

受給者の年齢	公的年金等の収入金額		公的年金等に係る雑所得の金額
65歳以上 (昭和35年1月1日以前)		330万円以下	年金収入-110万円
	330万円超	410万円以下	年金収入×75%-27.5万円
	410万円超	770万円以下	年金収入×85%-68.5万円
	770万円超	1,000万円以下	年金収入×95%-145.5万円
	1,000万円超		年金収入-195.5万円
65歳未満 (昭和35年1月2日以降)		130万円以下	年金収入-60万円
	130万円超	410万円以下	年金収入×75%-27.5万円
	410万円超	770万円以下	年金収入×85%-68.5万円
	770万円超	1,000万円以下	年金収入×95%-145.5万円
	1,000万円超		年金収入-195.5万円

- ※ 年齢は、その年の12月31日現在で判定しますので、令和6年分の所得を求める場合は、昭和35年1月1日以前に生まれた人が65歳以上となります。
- ※ 公的年金等以外の所得の合計金額が1,000万円超の場合は控除額を10万円引き下げ、2,000万円超の場合は20万円を引き下げます。

★所得金額調整控除

●介護・子育て世帯の場合

令和3年度課税から給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額が195万円に引き下げられたことにより、該当の方は、税負担が増えることになります。そこで、子育てや介護に対して配慮する観点から、所得金額調整控除が創設されました。

〈対象者〉

給与等の収入金額
850万円超

+

下記のいずれかに該当する場合

- (ア)納税者本人が特別障がい者である
- (イ)23歳未満の扶養親族を有する
- (ウ)特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

$$\text{〈調整額〉 } \frac{(\text{給与等の収入金額}-850\text{万円}) \times 10\%}{\text{上限}1,000\text{万円}}$$

●給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある場合

給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から次の算式で計算した金額を控除します。(介護・子育て世帯による控除の適用がある場合は、控除をした残額から控除)

$$\text{〈調整額〉 給与所得控除後の給与等の金額 (上限}10\text{万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (上限}10\text{万円}) - 10\text{万円}$$

■所得控除

納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引きます(種類欄の☆は所得税と共通であることを示しています。)。

※ 所得税控除額は令和6年分

種類	要件			控除額
☆社会保険料控除	前年中に社会保険料(健康保険、介護保険、国民年金等)を支払った場合			支払った金額
☆小規模企業共済等掛金控除	前年中に次の掛金を支払った場合 ●小規模企業共済制度の掛金 ●心身障がい者扶養共済制度の掛金 ●確定拠出年金の企業型の掛金または個人型年金の掛金			支払った金額
生命保険料控除	一般生命保険料と個人年金保険料、及び介護医療保険料について、それぞれ次の式により計算した控除額の合計額			
	区分	市県民税	所得税	
新契約	支払った保険料(A)	控除額	支払った保険料(A)	控除額
	1.2万円以下 1.2万円超3.2万円以下 3.2万円超5.6万円以下 5.6万円超	支払った保険料(A)の全額 (A)×1/2+6,000円 (A)×1/4+14,000円 28,000円	2万円以下 2万円超4万円以下 4万円超8万円以下 8万円超	支払った保険料(A)の全額 (A)×1/2+1万円 (A)×1/4+2万円 4万円
	旧契約	支払った保険料(A)の全額 (A)×1/2+7,500円 (A)×1/4+17,500円 35,000円	2.5万円以下 2.5万円超5万円以下 5万円超10万円以下 10万円超	支払った保険料(A)の全額 (A)×1/2+12,500円 (A)×1/4+25,000円 5万円
地震保険料控除	控除限度額	7万円	控除限度額	12万円
	<ul style="list-style-type: none"> ●新契約は平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険、個人年金保険及び介護医療保険、旧契約は平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険、個人年金保険の区別けです。 ●それぞれの契約種別(新旧一般生命保険、新旧個人年金保険、介護医療保険)において控除額がある場合、合計した控除額の限度額は7万円です。 ●一般生命保険又は個人年金保険については、新契約と旧契約の双方で控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)。ただし、旧契約単独の保険料で計算した控除額が28,000円を超える場合は、その控除額(限度額35,000円)。 			
	地震保険料と旧長期損害保険料についてそれぞれ次の式により計算した控除額の合計額			
	区分	市県民税	所得税	
	支払った保険料(A)	控除額	支払った保険料(A)	控除額
保険料①	5万円以下 5万円超	支払った保険料(A)×1/2 25,000円	5万円以下 5万円超	支払った保険料(A)の全額 5万円
	旧長期損害料②	0.5万円以下 0.5万円超1.5万円以下 1.5万円超	(A)の全額 (A)×1/2+2,500円 1万円	1万円以下 1万円超2万円以下 2万円超
	控除限度額	25,000円	控除限度額	5万円
	<ul style="list-style-type: none"> ●1つの損害保険契約等が①と②のいずれの契約区分にも該当するときは、選択によりいずれか一方の控除額とします。 			

種類	要件	控除額
☆ 雜損控除	前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合	損失の金額 - 保険金等で補てんされる金額 = ① ①の金額 - (総所得金額等の金額×10%) ② ①の金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 ①と②とのいずれか多い方の金額
☆ 医療費控除	前年中に一定額以上の医療費を支払った場合	支払った金額 - 保険金等で補てんされる金額 - (総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い金額) <限度額200万円>
	健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組 ^(注1) を行い、前年中のスイッチOTC医薬品 ^(注2) の購入額が1.2万円を超えた場合(セルフメディケーション税制) 注1 特定健康診査、定期健康診断、健康診査(人間ドック等)、がん検診、予防接種 注2 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品	支払った金額 - 保険金等で補てんされる金額 - 1.2万円<限度額8.8万円> ※上記の医療費控除との併用はできません。

種類	要件	市県民税控除額	所得税控除額	
障がい者控除 (1人につき)	納稅義務者、その同一生計 配偶者又は扶養親族が 障がい者の場合	①普通障がい者の場合 ②特別障がい者の場合 ③同居特別障がい者の場合	26万円 30万円 53万円	27万円 40万円 75万円
寡婦控除	前年中の合計所得金額 が500万円以下	夫と離婚し、子以外の扶養親族を有する場合	26万円	27万円
		夫と死別又は夫の生死が不明な場合		
ひとり親控除		現在婚姻をしていない人又は配偶者の生死不明な人で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する場合	30万円	35万円
勤労学生控除	前年中の合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の勤労学生 ※給与所得等とは、自己の勤労による事業所得や給与所得、退職所得、雑所得のことといいます。		26万円	27万円
扶養控除 (1人につき)	生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が48万円以下である人を有する場合 (16歳未満及び事業専従者を除く)	①控除対象扶養親族 ②特定扶養親族(19歳～22歳) ③老人扶養親族(70歳以上) ④老人扶養親族のうち同居している父母等	33万円 45万円 38万円 45万円	38万円 63万円 48万円 58万円

種類	要件	市県民税控除額	所得税控除額
配偶者控除	納税義務者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下である人(事業専従者を除く)	配偶者控除の控除額を参照	
配偶者特別控除	納税義務者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下である人(事業専従者を除く)	配偶者特別控除の控除額を参照	
基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者	基礎控除の控除額を参照	

★配偶者控除の控除額

配偶者の合計所得		納税義務者の合計所得					
		900(1,095)万円以下		900(1,095)万円超 950(1,145)万円以下		950(1,145)万円超 1,000(1,195)万円以下	
		市県民税	所得税	市県民税	所得税	市県民税	所得税
48(103)万円以下	一般の場合	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	老人の場合 70歳以上	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円

※（ ）内は給与収入のみの場合の収入金額

★配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得					
	900(1,095)万円以下		900(1,095)万円超 950(1,145)万円以下		950(1,145)万円超 1,000(1,195)万円以下	
	市県民税	所得税	市県民税	所得税	市県民税	所得税
48万円(103万円)超～95万円(150万円)以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
95万円(150万円)超～100万円(155万円)以下	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円
100万円(155万円)超～105万円(160万円)以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
105万円(160万円)超～110万円(1,667,999円)以下	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
110万円(1,667,999円)超～115万円(1,751,999円)以下	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
115万円(1,751,999円)超～120万円(1,831,999円)以下	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
120万円(1,831,999円)超～125万円(1,903,999円)以下	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
125万円(1,903,999円)超～130万円(1,971,999円)以下	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
130万円(1,971,999円)超～133万円(2,015,999円)以下	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円

※（ ）内は給与収入のみの場合の収入金額

★基礎控除の控除額

種類	納税義務者の前年の合計所得金額	市県民税控除額	所得税控除額
基礎控除	2,400万円以下	43万円	48万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	32万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円	16万円
	2,500万円超	控除適用なし	

■所得割の税率

市民税 6%、県民税 4%

計算方法 市民税所得割額 = 課税所得金額 × 6%

県民税所得割額 = 課税所得金額 × 4%

- ※ 課税所得金額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てます。
- ※ 退職所得や土地・建物等の分離譲渡所得などの場合は、別に税率を定めています。
(詳しくは16~20ページをご覧ください。)

■所得税の税率(速算表)

課税所得金額 ④	税率 ⑤	速算控除額 ⑥
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

- ※ 課税所得金額④に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てます。
- ※ 土地・建物等の分離譲渡所得などの場合は、別に税率を定めています。
- 計算方法 所得税額=④×⑤-⑥
- ※ 平成25年分から令和19年分まで通常の所得税に加えて復興特別所得税が課税されます。

計算方法 復興特別所得税額=所得税額×2.1%

■税額控除

税額控除は算出された所得割額から差し引けるもので、配当控除、調整控除、外国税額控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除があります。

●配当控除

配当所得がある場合、算出された所得割額から次の配当控除額が差し引かれます。

ただし、申告分離課税(20ページ参照)を選択した場合は、この控除は受けられません。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分			1,000万円超の部分		
		市民税	県民税	所得税	市民税	県民税	所得税
利益の配当等	1.6%	1.2%	10.0%	0.8%	0.6%	5.0%	
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外 外貨建等証券投資信託	0.8%	0.6%	5.0%	0.4%	0.3%	2.5%
		0.4%	0.3%	2.5%	0.2%	0.15%	1.25%

●人的控除の差に基づく負担増の調整控除

所得税から市県民税への税源移譲に伴って生じた所得税と市県民税との人的控除額(配偶者控除や扶養控除などの控除額)の差による負担を調整するため、市県民税所得割から次の額が差し引かれます。

課税所得金額	減額措置	
200万円以下	A 人的控除の差の合計額	AとBのいざれか小さい額の5% (県民税2%、市民税3%) を所得割額から控除
	B 市県民税の合計課税所得金額	
200万円超	「人的控除額の差の合計額 - (市県民税の合計課税所得金額 - 200万円)」×5% (県民税2%、市民税3%) を所得割額から控除 ただし2,500円未満の場合は2,500円を控除	

- ※ 令和3年度課税分より、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。
- ※ 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。

★所得税と市県民税の人的控除額の差

人的控除の種類		金額	人的控除の種類		金額
障がい者控除	普通	1万円	配偶者控除(配偶者の合計所得が48万円以下)		
	特別	10万円	納稅義務者の合計所得	一般	老人(70歳以上)
同居特別障がい者加算		12万円	900万円以下	5万円	10万円
寡婦控除		1万円	900万円超～950万円以下	4万円	6万円
ひとり親控除(母)		5万円	950万円超～1,000万円以下	2万円	3万円
ひとり親控除(父)		1万円			
勤労学生控除		1万円			
基礎控除		5万円			
扶養控除	一般	5万円	配偶者特別控除		
	特定	18万円	納稅義務者の合計所得	配偶者の合計所得 48万円超～50万円未満	配偶者の合計所得 50万円以上～55万円未満
	老人	10万円	900万円以下	5万円	3万円
	同居老親等	13万円	900万円超～950万円以下	4万円	2万円
			950万円超～1,000万円以下	2万円	1万円

●住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

1 対象となる方

所得税において住宅ローン控除が適用されていて、所得税から控除しきれない控除可能額がある人。はじめてこの制度の適用を受ける人は、所得税の確定申告が必要になります。次年度以降は、年末調整又は確定申告にて所得税の住宅ローン控除の適用を受ける必要があります。

2 計算方法

控除額は、次の(1)、(2)のいずれか小さい方の金額です。(市民税・県民税合わせて)

- (1)所得税の住宅ローン控除可能額(注1)のうち、所得税から控除しきれなかった額
- (2)所得税の課税総所得金額等(注2)の額の5%(最高97,500円)

ただし、平成26年4月1日から令和4年12月31までの入居で、特定取得、特別特定取得、特例取得(新型コロナウイルスの影響による入居遅延)、特別特例取得、特例特別特例取得(注3)に該当する場合は、所得税の課税総所得金額等の額の7%(最高136,500円)

注1 特定増改築等に係る住宅ローン等の金額がある場合は、当該金額がなかったものとし、算出します。

注2 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額を指します。

注3 用語の説明等制度の詳細は、国税庁ホームページ(タックスアンサー <https://www.nta.go.jp>)をご確認ください。

※ 源泉徴収票や確定申告書に住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日が明記されていることを十分にご確認ください。

●寄附金税額控除

対象となる寄附金を出した人は、市県民税の寄附金税額控除を受けられます。また、都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)のうち、総務大臣の指定を受けた団体のものについては、特例控除額が加算されます。

1 対象となる寄附金 以下①～③に該当する寄附金

- ①特例控除対象の都道府県、市区町村に対する寄附金
- ②愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部に対する寄附金、
特例控除対象外の都道府県、市区町村に対する寄附金
- ③愛知県、豊田市が条例で指定する団体に対する寄附金

<ふるさと寄附金ワンストップ特例制度(申告特例)>

寄附する際、この特例の適用を希望する旨の申請をしていただくと、申告をしなくても寄附金税額控除が受けられるというものです。ただし、この特例を受ける場合に寄附できる市区町村は5か所までとなります。

※確定申告又は市県民税申告の必要な方は、この特例を受けることができません。また、申請後、特例の対象とならなくなつた方が寄附金税額控除を受けるためには確定申告又は市県民税申告が必要です。

2 控除される額 【寄附金税額控除額=B+C】

A (控除対象額) : (①+②+③) -2千円 ※(①+②+③)は総所得金額等の30%が上限

B (基本控除額) : A×6% (市民税対象分) + A×4% (県民税対象分)

C (特例控除額) : (①-2千円) ×D

※Cは、市県民税の(所得割額-調整控除額)の20%が上限

D (特例控除の割合) : 所得税の税率に応じて44.055%~90%の範囲で変動

■配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額の充当・還付

上場株式等の配当等一定の配当所得及び特定口座(源泉徴収選択口座)における株式等の譲渡所得について申告があった場合、算出された所得割額から配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額を差し引きます。控除不足額がある場合は所得割から控除し、控除しきれないものは均等割に充当します。控除、充当しきれないものは還付します。

区分	控除される額
市民税	配当割額又は株式等譲渡所得割額 × $\frac{3}{5}$
県民税	配当割額又は株式等譲渡所得割額 × $\frac{2}{5}$

市県民税と所得税の比較

	市 県 民 税	所 得 税	
課税の時期	前年中の所得に対して翌年度に課税されます	その年の所得に対して課税されます	
均 等 割	あり(市民税3,000円、県民税1,500円) ほかに森林環境税1,000円	なし	
税 率	・市民税 6%の比例税率 ・県民税 4%の比例税率	5%~45%までの7段階超過累進税率	
所 得 控 除	各控除額が異なります(6・7・8ページ参照)		
税 額 控 除	配当控除の控除率が異なります(9ページ参照) 住宅ローン控除の控除額が異なります(10ページ参照) 市県民税には政党等に対する寄附の特別控除はありません		
納 税 法 の 方	給 与 所 得 者	毎年6月から翌年5月までの12回に分けて給与から徴収します (特別徴収) 年末調整はありません	毎年1月から12月の給与の額に応じて徴収し、ボーナスからも徴収します (源泉徴収) 年末調整があります
	自 営 業 者 等	年4回の納期ごとに納めていただきます(6月・8月・10月・翌年1月の各末日) (普通徴収)	確定申告などにより申告納付していただきます(2月16日~3月15日)
	年 金 受 給 者	毎年偶数月に年金から徴収します (特別徴収)	毎年偶数月に年金の額に応じて徴収します (源泉徴収)

※所得税の確定申告書において上場株式等に係る配当所得等及び源泉徴収を選択した特定口座の譲渡所得等を申告された場合は、市県民税も同様にその課税方法が適用されます。

※令和6年度以降は、所得税と異なる課税方式を選択することはできません。

■納税の方法

市県民税を納めていただくには、次のように普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

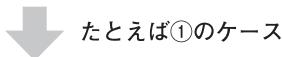
区分	納 税 方 法		納 期
普通徴収	事業所得者などの給与所得者以外の場合は、市役所からの納税通知書兼納付書によって納期ごとに納めていただきます。		6月・8月・10月・翌年の1月
特別徴収	給与	給与所得者については、市役所からの通知にもとづいて、給与の支払者（会社など）が毎月（6月から翌年5月）の給与から税額を天引きし、これを取りまとめて納めていただきます。	徴収した月の翌月10日まで（毎月）
	年金	年金所得者については、市役所からの通知にもとづいて、年金の支払者（厚生労働省など）が年金の支給時に年金所得に係る税額を偶数月に天引きし、これを取りまとめて納めていただきます。	徴収した月の翌月10日まで

※65歳未満で公的年金等に係る所得があり、給与から市県民税を特別徴収されている人は年金所得に係る市県民税を含めて給与から特別徴収されます。

●年の途中で退職された人の納税方法

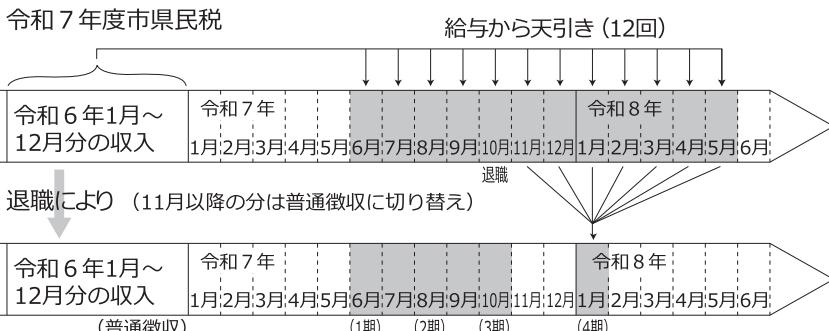
給与から特別徴収されていた人が退職された場合は次のいずれかの方法で納税していただきます。

- ①普通徴収に切り替えて、市役所から送付される納税通知書兼納付書で残りの税額を納付する。
- ②再就職した新しい会社で特別徴収を継続する。
- ③退職手当等で残りの税額をまとめて天引きし納入する。（一括徴収）



たとえば①のケース

令和7年10月に退職した場合（退職後は無職）



●年金からの特別徴収(天引き)

1 特別徴収の対象者

以下の全てを満たしている人

- ①令和7年4月1日時点で65歳以上(昭和35年4月2日以前生まれ)の人
- ②令和6年中に年金を受給し、令和7年度に公的年金などに係る市県民税が課税される人
- ③令和7年1月1日以後、引き続き市内に住所を有する人
- ④令和7年度分の老齢等年金の年額が18万円以上の人
- ⑤年金から介護保険料が特別徴収されている人

2 対象となる年金

老齢基礎年金など。※遺族年金・障がい年金は対象ではありません。

3 徴収時期及び税額

(1) 1年目(年金からの特別徴収の開始年度)

ご自宅等へ送付された納税通知書兼納付書(1期・2期)で、年税額の4分の1ずつの金額を納付します。

10月以降は年金支給時(10月・12月・2月)に年税額の6分の1ずつの金額を特別徴収します。

(2) 2年目以降(年金からの特別徴収の継続年度)

公的年金等に係る市県民税について、上半期(4月・6月・8月)は仮特別徴収税額、下半期(10月・12月・2月)は本特別徴収税額を年金から特別徴収します。

①仮特別徴収税額

前年度の公的年金等に係る市県民税額の半額

②本特別徴収税額

確定した当該年度の公的年金等に係る市県民税額から上半期の仮特別徴収税額を差引いた額

(例) 年金所得のみで市県民税の年税額が1年目8万円、2年目9万円の場合

1年目(年金からの特別徴収の開始年度)

徴収方法	普通徴収(納税者自身で納付)		特別徴収(年金から天引き)		
徴収時期	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
徴収される税額	20,000円	20,000円	13,400円	13,300円	13,300円
年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ			

2年目(年金からの特別徴収の継続年度)※3年目以降も特別徴収継続

徴収方法	特別徴収(年金からの天引き)					
	徴収時期	4月	6月	8月	10月	12月
徴収される税額	仮徴収額(上半期)			本徴収額(下半期)		
	13,400円	13,300円	13,300円	16,800円	16,600円	16,600円
	前年度の年税額の半額の3分の1ずつ			年税額から上半期の徴収額を差引いた額の3分の1ずつ		

※年度途中で税額が変更になったときは、その年度の特別徴収は中止となり徴収された税額を除いた残りの税額が普通徴収に切り替わる場合があります。

※100円未満の端数は上半期は4月、下半期は10月で特別徴収します。

市県民税の計算例(令和6年分の給与所得者)

豊田太郎さん（45歳）の場合

妻 はなこさん（39歳パート収入 103万円以下）	・給与の収入金額	500万円
長男 ひできさん（17歳）	・社会保険料支払額	50万円
長女 ようこさん（13歳）	・生命保険料（旧）支払額	12万円

所得 金額 の 計 算	所得金額 A	500万円(給与所得控除による)		356万円	
	所得控除後 B	社会保険料控除額 生命保険料控除額 配偶者控除額 扶養控除額(33万円×1人) ※16歳未満の人は扶養控除額がありません。	500,000円 35,000円 330,000円 330,000円		
		基礎控除額	430,000円		
		計	1,625,000円		
	課税所得金額 C	(A - B)	356万 - 1,625,000 =	1,935,000円 (千円未満切捨)	
	調整控除前 所得割額	市民税 D 県民税 E	1,935,000×(税率) 6% = 1,935,000×(税率) 4% =	116,100円 77,400円	
	人的控除の差(注) F	①所得税の人的控除 - 市県民税の人的控除	124万 - 109万 =	15万円	
	②人的控除の差に基づく負担増の 調整控除額	市民税 G 県民税 H	CとFの小さい額×3% 15万×3% = CとFの小さい額×2% 15万×2% =	4,500円 3,000円	
	調整控除後 所得割額	市民税 I 県民税 J	(D - G) (E - H)	116,100 - 4,500 = 77,400 - 3,000 =	111,600円 74,400円
	均等割額	市民税 K 県民税 L		3,000円 1,500円	
市県民税額		市民税 M 県民税 N 計 T	(I + K) (J + L) (M + N)	111,600 + 3,000 = 74,400 + 1,500 = 114,600 + 75,900 =	114,600円 75,900円 190,500円
森林環境税額 U					1,000円
市県民税・森林環境税 合計額		(T + U)		190,500 + 1,000 =	191,500円

※ 所得税の人的控除

配偶者控除 38万 + 一般扶養控除 38万 + 基礎控除 48万 = 124万円

市県民税の人的控除

配偶者控除 33万 + 一般扶養控除 33万 + 基礎控除 43万 = 109万円

パートや内職（家内労働者等）で働いたときの税金及び配偶者への影響

パートや内職（家内労働者等）の年収が97万円以下の場合、所得の金額が市県民税の均等割の非課税限度額（42万円）及び所得割の非課税限度額（45万円）以下となりますので、市県民税はかかりません。（年収が96万5千円超の場合、森林環境税（国税）はかかります。）

また、配偶者については、パート収入が103万円以下の場合は配偶者控除、103万円超201万6千円未満の場合には配偶者特別控除が適用できます。

パートや内職の年収額	本人の税金		配偶者の所得控除について（所得1,000万円以下の場合）	
	市県民税	森林環境税（国税）	配偶者控除の適用対象になるか	配偶者特別控除の適用対象になるか
96万5千円以下	かかる	かからない	かかる	なる
96万5千円超97万円以下		かかる	ならない	ならない
97万円超103万円以下		かかる	なる	ならない
103万円超201万6千円未満			ならない	ならない
201万6千円以上				

※配偶者控除、配偶者特別控除については、8ページを参考にしてください。

【令和8年度（令和7年分収入）以降】

税制改正により、令和8年度市県民税（令和7年分所得）以降、市県民税の課税基準及び配偶者控除・配偶者特別控除の適用要件が次の表のように変更となりますので、ご注意ください。

パートや内職の年収額	本人の税金		配偶者の所得控除について（所得1,000万円以下の場合）	
	市県民税	森林環境税（国税）	配偶者控除の適用対象になるか	配偶者特別控除の適用対象になるか
106万5千円以下	かかる	かからない	かかる	なる
106万5千円超107万円以下		かかる	なる	ならない
107万円超123万円以下		かかる	ならない	なる
123万円超201万6千円未満			ならない	ならない
201万6千円以上				

※配偶者の所得が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。

※所得税については、税務署にお尋ねください。

※健康保険の扶養については、税法上の扶養と異なります。お勤めの事業所にお尋ねください。

分離課税

退職所得、土地・建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得等、山林所得は、他の所得と分離して個別に税額を算出します。

■退職所得に対する分離課税

退職所得にかかる市県民税は、所得税と同様に退職金などの支払いを受けるときに、次の計算方法による所得割額が差し引かれます。

1. 勤続年数5年以下の役員等に対して支払われる場合

$$\text{税額} = (\text{支払金額} - \text{退職所得控除額}) \times \text{税率}$$

2. 勤続年数5年以下の役員以外に対して支払われる場合

ア) 退職手当等の支払金額から退職所得控除額を控除した金額が300万円以下

$$\text{税額} = (\text{支払金額} - \text{退職所得控除}) \times 1/2 \times \text{税率}$$

イ) 退職手当等の支払金額から退職所得控除額を控除した金額が300万円超

$$\text{税額} = [150\text{万円} + \{\text{支払金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除})\}] \times \text{税率}$$

3. 上記以外の方に対して支払われる場合

$$\text{税額} = (\text{支払金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{税率}$$

★退職所得控除額

勤 続 年 数 (1年未満の端数は切り上げます。)	退 職 所 得 控 除 額
20年以下のとき	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年を超えるとき	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※障がい者になったことによって退職した場合には、上の表で算出した控除に100万円を加算した金額が控除されます。

●計算例

◎ Aさんの場合

勤続35年2か月→36年 退職金 2,000万円

- ① 退職所得控除額 $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (36\text{年} - 20\text{年}) = 1,920\text{万円}$
- ② 退職所得 $(2,000\text{万円} - 1,920\text{万円}) \times 1/2 = 40\text{万円}$
- ③ 所得割額
・市民税 $40\text{万円} \times 6\% \text{ (税率)} = 24,000\text{円}$
・県民税 $40\text{万円} \times 4\% \text{ (税率)} = 16,000\text{円}$
- ④ 退職金から差し引かれる市県民税 $24,000\text{円} + 16,000\text{円} = 40,000\text{円}$

■土地・建物等の譲渡所得等に対する分離課税

個人が土地や建物を売却して得た所得（譲渡所得）は、給与所得や事業所得など他の所得と区分して税額計算（分離課税）を行います。課税のしくみは、売った土地や建物を所有していた期間によって異なります。

●短期譲渡所得と長期譲渡所得

土地や建物の譲渡所得は、譲渡のあった年の1月1日における所有期間の長短により次のように分けられます。

区分	土地・建物等
短期譲渡所得	所有期間5年以下 (譲渡の年に取得した場合を含みます)
長期譲渡所得	所有期間5年超

●税額の計算

$$[(\text{譲渡の収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})) - \text{特別控除額}] \times \text{税率}$$

↑
課税譲渡所得金額

●特別控除

土地・建物などの譲渡があった場合は、一定の条件のもとに次の表の特別控除額がそれぞれの譲渡所得から差し引かれる特例があります。

特例が受けられる譲渡	特別控除額
①自分が居住している土地や建物などの譲渡の場合	3,000万円
②土地収用法などによって土地や建物などが買い取られた場合	5,000万円
③国・地方公共団体などが行う特定の土地区画整理事業等のために土地などが買い取られた場合	2,000万円
④特定の住宅地造成事業等のために土地などが買い取られた場合	1,500万円
⑤農業振興地域内にある農地などを農業委員会のあっせんなどによつて譲渡した場合	800万円
⑥平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地で、所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合	1,000万円
⑦低未利用地を譲渡した場合	100万円

- * 特別控除が重複する場合の控除限度額は、5,000万円です。
- * ①～⑤の特別控除は、短期譲渡所得でも適用されますが、①～⑤までの特別控除の対象となる譲渡所得に短期譲渡所得と長期譲渡所得がある場合には、まず短期譲渡所得の方から控除し、次に長期譲渡所得から控除します。

●譲渡所得の税率

所 得 の 種 類	税 率		
	所得税	市民税	県民税
短 期 譲 渡 所 得	30%	5.4%	3.6%
長 期 譲 渡 所 得	15%	3.0%	2.0%

●短期譲渡所得の特例

国や地方公共団体等に譲渡した場合

課 税 所 得 金 額	税 率		
	所得税	市民税	県民税
所得金額にかかわらず一律	15%	3.0%	2.0%

●長期譲渡所得の課税の特例

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合

課 税 所 得 金 額	税 率		
	所得税	市民税	県民税
2,000万円以下の部分	10%	2.4%	1.6%
2,000万円超の部分	15%	3.0%	2.0%

※ 収用交換等の5,000万円控除などの課税の特例を適用した場合は、この特例を適用できません。

居住用財産を売って譲渡益がある場合は、特別控除や軽減税率などの特例があります。

譲渡損失がある場合は、損益通算や繰越控除ができる特例があります。

〈軽減税率の特例〉

譲渡した年の1月1日現在で、所有期間が10年を超える居住用家屋及びその敷地を卖った場合は、次の表のように通常より低い税率で課税されます。

この特例は、3,000万円特別控除と併用して適用できますが、買換え（交換）の特例の適用を受ける場合には適用できません。



課 税 所 得 金 額	税 率		
	所得税	市民税	県民税
6,000万円以下の部分	10%	2.4%	1.6%
6,000万円超の部分	15%	3.0%	2.0%

■先物取引にかかる分離課税

先物取引（商品先物取引又は有価証券先物取引等）による所得は、申告分離課税です。

※先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けるためには、納税通知書が送達される時までに確定申告書又は市県民税の申告書を提出する等の条件があります。

税 率		
所得税	市民税	県民税
15%	3.0%	2.0%

■山林所得に対する分離課税

山林所得とは、山林の伐採による所得（山林を伐採して譲渡したことによって生じた所得）又は山林の譲渡による所得（山林を伐採しないで立木のまま譲渡したことによって生じた所得）をいい、税額は次の計算によって求められます。

ただし、山林を取得して5年以内に伐採又は譲渡したことによる所得は、事業所得又は雑所得となります。

$$\text{税額} = \text{山林所得} \times \text{税率}$$

市民税 6%
県民税 4%

$$\text{山林所得} \\ (\text{総収入金額}) - (\text{必要経費}) - (\text{特別控除}) \\ \text{※特別控除は} 50\text{万円}$$

■株式等の譲渡所得に対する分離課税

区 分	税 率
上場株式等の譲渡	20% (所得税15%、市県民税5%)
一般株式等の譲渡	20% (所得税15%、市県民税5%)

■配当課税制度

配当等の種類に応じて、その配当等が支払われる時に所得税又は市県民税が徴収されます。

区 分	徴収税率
上場株式等の配当等	20.315% (所得税15.315%、市県民税5%)
上場株式等以外の配当等	20.42% (所得税20.42%) 注

注 上場株式等以外の配当等は、支払われる時に市県民税が徴収されませんので、確定申告又は市県民税申告が必要です。

■上場株式等の配当所得に対する申告分離課税

配当所得は、原則として総合課税の対象とされていますが、上場株式等の配当等（一定の大口株主等が受けるものを除きます。）については、所得税15%（他に市県民税5%）の税率による申告分離課税を選択することができます。

申告する上場株式等の配当等については、その全額について、総合課税を選択するか、それとも申告分離課税を選択するかを統一しなければなりません（特定公社債等の利子所得を申告分離課税とし、配当所得を総合課税とすることはできます。）。

★配当控除の適用

申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得については、配当控除の適用はありません。

★上場株式等に係る譲渡損失がある場合

平成21年以後の年分において、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち、前年以前で控除されていないものがある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。

★その他

上場株式等の配当等に関する課税関係の主な部分を整理すると、次のとおりです。

	確定申告をする		確定申告をしない
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
税率	所得税：累進税率 市県民税：10%	所得税：15% 市県民税：5%	所得税：15.315% 市県民税：5%
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし	あり	なし
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる ^注	合計所得金額に含まれない

注 上場株式等に係る譲渡損失と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得との損益通算の特例の適用を受けている場合にはその適用後で、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合にはその適用前の金額になります。

市民税・県民税に申告の内容を反映するには期限があります

■以下のものを市県民税の計算に算入するには、市県民税の納税通知書が送られるまでに確定申告書等の提出が必要です。

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合や特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除並びに居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例等。

森林環境税

森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、令和6年度（令和5年中の収入）から市県民税均等割にあわせて一人年額1,000円を負担することになりました。

平成26年度から市民税と県民税で500円ずつ計1,000円負担していた復興特別税は令和5年度で終了しました。

令和5年度まで(5,500円)		令和6年度から(5,500円)	
税目	内訳	税目	内訳
市税 3,500円	市民税 3,000円	市税 3,000円	市民税 3,000円
	復興特別税 500円	国税 1,000円	森林環境税 1,000円
県税 2,000円	復興特別税 500円		県民税 1,000円
	県民税 1,000円	県税 1,500円	あいち森と緑づくり税 500円
	あいち森と緑づくり税 500円		あいち森と緑づくり税 500円

なお、森林環境税の課税されない人は以下のとおりです。

- 1 生活保護法で生活扶助を受けている人
- 2 障がい者・未年齢者・寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下（給与の収入金額のみの場合2,044,000円未満）の人
- 3 上記以外で前年中の合計所得金額が、次の金額以下の人
 - ア 扶養家族のない人 41万5千円
 - イ 扶養家族のいる人

31万5千円×家族数（本人+同生計配偶者+扶養親族数）+28万9千円

国税として徴収された「森林環境税」は、市町村による森林整備の財源である「森林環境譲与税」として、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されます。森林環境譲与税の使途については市ホームページをご覧ください。

法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人等にかかる税で、法人の規模（資本金等の額と従業者数）によって税率が決定する「均等割」と、国税である法人税額を課税標準として税額が決定する「法人税割」があります。

■納稅義務者

納 税 義 務 者	納める税金	
	均 等 割	法 人 税 割
市内に事務所又は事業所を有する法人	○	○
市内に寮・保養所等のみを有する法人	○	—
法人課税信託の受け入れを行うことにより法人税を課される個人で、市内に事務所又は事業所を有するもの注	—	○

※ 公共法人、公益法人、人格のない社団等は、通常は非課税ですが、場合によっては、法人税割及び均等割が課税されることがあります。

注 法人課税信託とは、信託段階において受託者を納稅義務者として法人税が課税される信託として法人税法で定めるものをいいます。

■税 額

均 等 割

資本金等の額 注1	市内の従業者数 注2	税 率(年 額)
①公共法人及び公益法人等で均等割を課することができるもの（独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ②人格のない社団等で収益事業を行うもの ③一般社団法人及び一般財団法人 ④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	—	5万円
1千万円以下	50人以下	5万円
	50人 超	12万円
1千万円を超える1億円以下	50人以下	13万円
	50人 超	15万円
1億円を超える10億円以下	50人以下	16万円
	50人 超	40万円
10億円を超える50億円以下	50人以下	41万円
	50人 超	175万円
50億円を超える法人	50人以下	41万円
	50人 超	300万円

注1 「資本金等の額」とは、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいい、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額(A)未満の場合、(A)となります。

注2 「従業者数」とは、その法人から俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらに類似する給与の支払を受ける者の数をいいます。

法人税割

課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 × 税 率 (6.0%)^注

※ 2以上の市町村に事務所等を有している法人の法人税割額は、関係市町村ごとの従業者数を基準にして、按分計算します。

注 令和元年9月30日以前に開始する事業年度 9.7%

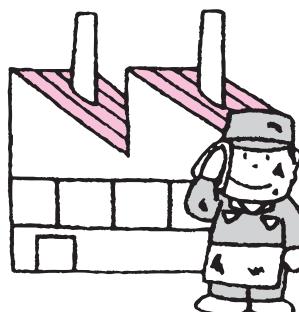
■申告と納税

申告の種類	納める金額		申告と納税の期限
中間申告 事業年度が6か月を超える前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて得た金額が10万円を超える法人について①又は②のいずれかを選択して申告	① 予定申告	均等割額（年額×「事業年度開始の日以後6か月間に事務所等の存在した月数」÷12で計算した額）と法人税割額（前事業年度の法人税割額×6÷「前事業年度の月数」で計算した額）の合計額	事業年度開始日以後6か月を経過した日から2か月以内
	② 仮決算による中間申告	均等割額（年額×「事業年度開始の日以後6か月間に事務所等の存在した月数」÷12で計算した額）と法人税割額（6か月間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した額）の合計額	
確定申告	均等割額と法人税割額の合計額（ただし、中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引いた額）		事業年度終了日の翌日から2か月以内 （法人税の申告期限の延長の適用がある場合の申告期限はその月数以内）

■法人等の設立・開設・変更に伴う届出

市内に、新しく法人等を設立したり、事務所や事業所を開設した場合は、30日以内に登記簿謄本と定款を添えて、法人等の設立（異動）等の届出書を提出してください。

また、商号・所在地・代表者・資本金額・決算期など届出内容に変更のあった場合もその都度届出書を提出してください。



固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産（これらを「固定資産」といいます。）を所有している者が納める税金です。

■固定資産の種類

区分	種類
土地	田、畠、宅地、山林、池沼、牧場、原野、雑種地など
家屋	住宅、店舗、工場、倉庫、事務所などの建物
償却資産	土地、家屋以外の事業の用に供することのできる設備、機械器具など

■納稅義務者

その年の1月1日（賦課期日）現在において、市内に固定資産を所有している者です。

ここでいう所有者とは

土地…登記簿又は土地補充課税台帳

家屋…登記簿又は家屋補充課税台帳

償却資産…償却資産課税台帳

に登記又は登録されている者をいいます。

※納稅義務者が死亡した時は…

納稅義務者が死亡した時は、その相続人が納稅義務を受け継ぐことになりますので、相続人の中から納稅に関する書類の受領代表者を選んでいただき、「相続人代表者指定届出書兼現所有者申告書」により資産税課まで届け出てください。

※共有資産の納稅義務者は…

共有物である固定資産に関しては、地方税法の規定により、共有者全員に納稅義務が発生します。共有者全員に納稅通知書を送付しますが、納稅は代表者に行っていただきます。代表者を他の方にされる場合は「共有名義代表者変更届」により資産税課まで届けてください。

■税額の計算

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4 / 100)$$

■課税標準額

当該年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となります。

ただし、土地の税負担の調整措置が適用されている場合や住宅用地のように課税標準の特例措置が適用されている場合は異なります。

土地・家屋については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて基準年度（3年ごと）に評価替えを行います。地目の変更、家屋の増改築などがあった場合を除き、原則として価格（評価額）は3年間据え置きます。ただし、土地の価格については、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行うこととなります。

また、償却資産については、取得価額をもとに、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して毎年評価を行います。

■免 税 点

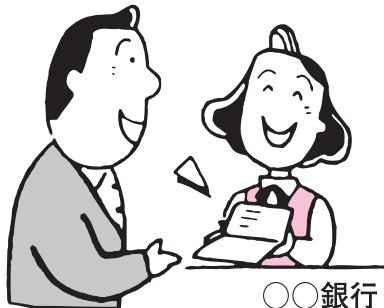
市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

- 土 地…… 30万円
- 家 屋…… 20万円
- 儻却資産……150万円

■納税の方法

納税通知書により、下記の納期（年4回）で納めていただきます。

納 期	第 1 期	4月
	第 2 期	7月
	第 3 期	12月
	第 4 期	2月



※納期限は、通常月末（12月は25日）ですが、当該日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

■土地家屋課税明細書の送付

価格決定後、土地／所在、地番、地目、地積及び価格、課税標準額、軽減税額、家屋／所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格、課税標準額、軽減税額を記載した「土地家屋課税明細書」を納税通知書に同封して送付します。

※明細書は登記申請の際に利用できます。再発行はできませんので大切に保管してください。

■課税台帳の閲覧

価格決定後、固定資産課税台帳が閲覧に供されます。毎年4月1日から第1期の納期限までは現年度分のみ手数料が免除になります。

■縦覧帳簿の縦覧

毎年4月1日から第1期の納期限まで、土地の所在、地番、地目、地積、価格、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格等を記載した縦覧帳簿が縦覧に供されます。

■審査申出等

固定資産の価格について不服がある場合は、価格決定公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月まで、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。

納税者が納税通知書の交付を受け、その賦課に不服がある場合、賦課決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に市長に対して審査請求ができます。

■路線価の公開

土地評価額の基準となる路線価を公開しています。（相続税、贈与税等の路線価とは、異なります。）

市ホームページの「とよた i マップ」でも公開しています。

土地についての特例・調整措置

■住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地（1月1日現在で人の居住の用に供する住宅の敷地）については、次のような固定資産税の特例措置がとられています。

- 200m²以下の住宅用地（住宅一戸あたり）
(小規模住宅用地)

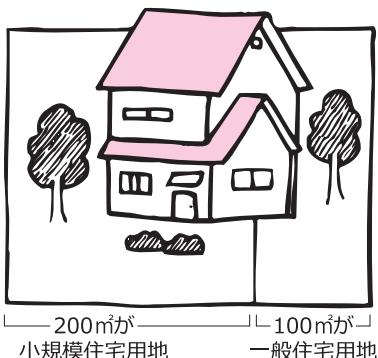
$$\text{課税標準額} = \text{価格} \times 1/6$$

- 200m²を超える部分の住宅用地
(一般住宅用地)

$$\text{課税標準額} = \text{価格} \times 1/3$$

たとえば、300m²の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば、200m²分が「小規模住宅用地」で、残りの100m²分が「一般住宅用地」となります。

敷地面積300m²の一戸建住宅



※「住宅用地」とは…

専用住宅（もっぱら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地あるいは、併用住宅（その一部を居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地をいいます。

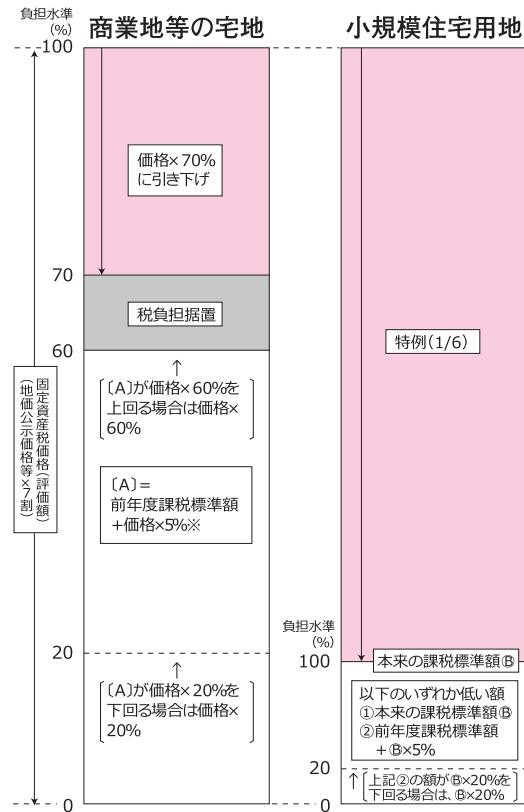
※住宅用地の範囲

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます（家屋の床面積の10倍まで。）。

	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
1	専用住宅	全部	1.0
2	3以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
3	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

■宅地の税負担の調整措置

宅地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇はゆるやかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられています。



「負担水準」とは…

次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} (\times \text{住宅用地特例率}(1/3 \text{又は } 1/6))^{注}}$$

注 小規模住宅用地、一般住宅用地については、評価額に住宅用地の特例率（小規模住宅用地…1/6、一般住宅用地…1/3）を乗じます。

1 税負担が下がる場合

〈商業地等の宅地〉

負担水準が0.7を超える土地の固定資産税の課税標準額は、負担水準を0.7とした場合の課税標準額まで引き下げます。

〔課税標準額の計算は次のようにになります。〕

$$\text{課税標準額} = \text{「今年度の価格}} \times 0.7$$

※ 「商業地等の宅地」とは、住宅用地以外の宅地や農地以外の土地のうち評価がその土地と状況が類似している宅地の価格（評価額）に比準して決定される土地（「宅地比準土地」といいます。）のことをいいます。

〈住宅用地〉

負担水準が1.0を超える土地の固定資産税の課税標準額は、負担水準を1.0とした場合の課税標準額まで下がります。

2 税負担が据え置きになる場合

〈商業地等の宅地〉

負担水準が0.6以上0.7以下の土地は、前年度の課税標準額と同額に据え置きます。

3 税負担が上昇する場合

1、2以外の宅地についての固定資産税の課税標準額は、以下のようになります。

〈商業地等の宅地〉

負担水準が0.6未満の土地は、次の計算式により課税標準額が上昇します。

$$\text{前年度の課税標準額} + \text{「今年度の価格}} \times 5\%$$

（ただし、計算した額が「今年度の価格」の60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額となります。）

〈住宅用地〉

負担水準が1.0未満の土地は、次の計算式により課税標準額が上昇します。

- 小規模住宅用地

前年度の課税標準額 + 「今年度の価格} \times 1/6} \times 5\%

- 一般住宅用地

前年度の課税標準額 + 「今年度の価格} \times 1/3} \times 5\%

■農地に対する課税

●一般農地

一般農地とは、市街化区域農地や転用許可を受けた農地などを除いたものです。一般農地は、負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が導入されています。

負担水準	負担調整率
0.9～	1.025
0.8～0.9	1.05
0.7～0.8	1.075
～0.7	1.10

●特定市街化区域農地

三大都市圏の特定市(豊田市はこれに該当します。)にある市街化区域農地(特定生産緑地及び藤岡地区の生産緑地を除く。)は、宅地並み評価で宅地並み課税されます(課税標準額は、原則として評価額に1/3を乗じた額となります。)。



■特定市街化区域農地の税額の求め方

次の1又は2のうちいずれか少ない額に税率を乗じます。

- 1 「今年度の価格」×1/3
- 2 「今年度の価格」×1/3と比べて前年度課税標準額が低い場合
前年度の課税標準額+「今年度の価格×1/3」×5%

また、新たに特定市街化区域農地となり、課税の適正化措置の対象となったものについては上記1に代わって、次の式により算出します。

評価額×1/3×次の表に掲げる率×税率

表

年度	初年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
率	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0

■宅地・農地以外の土地に対する課税

山林・その他の地目（宅地並み評価のものを除きます。）については、次の1又は2のうちいずれか少ない額に税率を乗じます。

- 1 今年度の価格

- 2 前年度の課税標準額+「今年度の価格」×5%

（計算した額が「今年度の価格」の20%を下回る場合は、20%が今年度の課税標準額となります。）

家屋に対する減額措置

■新築住宅に対する固定資産税の減額

令和8年3月31日までに新築した住宅に対して、次の要件を満たす時には、新築後一定期間 120m^2 までの固定資産税が2分の1に減額されます。ただし、一定の区域内で都市再生特別措置法に基づいた市長の勧告に従わず建設された住宅を除きます。

●減額を受けるための要件

居住割合	専用住宅あるいは併用住宅で居住部分の割合が1/2以上のもの
床面積	居住部分の面積が 50m^2 以上 280m^2 以下 (一戸建以外の賃家住宅は、一戸当たり 40m^2 以上 280m^2 以下のもの)
注意・住宅用の車庫、物置等の面積を含めて判定します。 ・減額期間中にさらに増築等をされると、減額率が下がったり、途中で打ち切られたりする場合があります。	

●減額対象床面積

床面積が、 120m^2 以内の家屋はその全部、 120m^2 を超えるものは 120m^2 分が減額の対象となります。



●減額の期間

- 一般住宅(2以外の住宅)……………新築後3年度分
- 3階建以上の中高層耐火住宅等……新築後5年度分

■認定長期優良住宅の新築、耐震・バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅の固定資産税減額制度

対象家屋	対象期間	減額内容
認定長期優良住宅の新築 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する住宅	令和8年3月31日に新築したものまで	120m^2 相当分まで課税額が1/2減額(一定期間)
耐震改修工事 昭和57年1月1日以前から現存する住宅	令和8年3月31日に工事が完了したものまで	120m^2 相当分まで課税額が1/2(工事後認定長期優良住宅となる場合2/3)減額(完了年の翌年度のみ)
バリアフリー改修工事 新築から10年以上経過している住宅(65歳以上の人等が居住のこと)	令和8年3月31日に工事が完了したものまで	100m^2 相当分まで課税額が1/3減額(完了年の翌年度のみ)
省エネ改修工事 平成26年4月1日以前から現存する住宅	令和8年3月31日に工事が完了したものまで	120m^2 相当分まで課税額が1/3(工事後認定長期優良住宅となる場合2/3減額(完了年の翌年度のみ))

※減額を受けるには申告が必要です。面積要件等もありますので、資産税課家屋担当(直通0565-34-6983)までお問い合わせください。

都市計画税

都市計画税は、土地区画整理事業や都市計画事業に要する費用にあてるための目的税です。課税の対象となる資産は、市内の市街化区域内にある土地及び家屋です。

■納税義務者

その年の1月1日現在において市街化区域内に土地、家屋を所有する人です。

■税額の計算

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (0.25 / 100)$$

■課税標準額

原則として固定資産課税台帳に登録された価格です。

土地 ●住宅用地に係る課税標準の特例措置が講じられています。

★小規模住宅用地（200m²以下の住宅用地）価格の1/3

★一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）価格の2/3

●固定資産税と同様の負担水準に応じた税負担の調整措置を講じています。

家屋

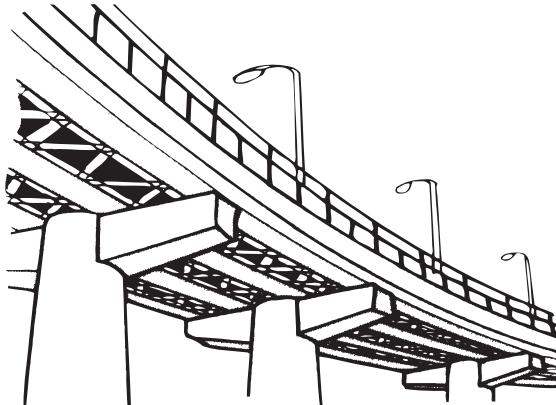
固定資産税の課税標準となるべき価格です。

■免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

■納 税

固定資産税と合わせて納めていただきます。



事業所税

事業所税は、より快適な都市づくりに必要な費用にあてるため、市内に所在する事業所等に對してかかる目的税です。

	事業所税	
	資産割	従業者割
納稅義務者	事業所等において事業を行つ法人又は個人	
課税標準	市内の事業所用家屋の使用床面積(m ²)	従業者給与総額(円) (役員を除く年齢65歳以上の者及び障がい者の給与額は除く)
税率	600円/m ²	0.25/100
免税点 ^注	合計床面積 1,000m ² 以下	合計従業者数 100人以下
	課税標準の算定期間の末日の現況による	
課税標準の算定期間	法人 — 毎事業年度 個人 — 每年の1月1日から12月31日まで	
申告・納付期限	法人 — 事業年度終了日の翌日から2か月以内 個人 — 翌年の3月15日まで	

注 事業所の合計床面積が800m²を超える場合又は従業者の合計数が80人を超える場合は申告が必要になります。

軽自動車税

軽自動車税は「種別割」と「環境性能割」で構成されます。「種別割」は原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車（これらを軽自動車等と言います。）を所有している方にかかる税金です。

○種別割

■納稅義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在で、市内に車両の定置場（主として駐車する場所）のある軽自動車等を所有している方

種 別	課 税 標 準					年税額			
特定小型原動機付自転車	外部電源により供給される電気を動力源とするもので、定格出力0.6kw以下、長さ1.9m以下、幅0.6m以下、最高速度20km/h以下のもの					2,000円			
原動機付自転車	総排気量が50cc以下（0.6kw以下）のもの（ミニカーを除く）または総排気量が125cc以下かつ最高出力4kw以下のもの					2,000円			
	総排気量が20cc超50cc以下で三輪以上のもの 〔ミニカー〕（0.25kw超0.6kw以下）					3,700円			
	総排気量が50cc超90cc以下で二輪のもの (0.6Kw超0.8kw以下)					2,000円			
	総排気量が90cc超125cc以下で二輪のもの（0.8kw超）					2,400円			
小型特殊自動車	農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む） その他のもの（フォークリフトなど）					2,400円 5,900円			
軽自動車 660cc 以下	二輪のもの（側車付・トレーラーを含む） 雪上用のもの					3,600円 3,600円			
	初 度 檢 査 年月が「平成27年3月」以前の車両		初 度 檢 査 年月が「平成27年4月」以降の車両		グリーン化特例【軽課】 初度検査年月が「令和6年4月」以降のうち燃費基準を達成した車両				
			電気・天然ガス自動車 ①令和12年度燃費基準 90%達成車 70%達成車		【重課】 ②初度検査年月から13年を経過した車両				
	三輪※		3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	
	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	2,700円		12,900円	
		営業用		5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円
	貨物	自家用		4,000円	5,000円	1,300円			6,000円
		営業用		3,000円	3,800円	1,000円			4,500円
二輪の 小型 自動車	総排気量が250ccを超えるもの					6,000円			

①については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車かつ令和2年度燃費基準達成車。

②については、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用（ハイブリッド）の軽自動車、被けん引自動車を除く。

※グリーン化特例【軽課】については、乗用営業用のみ対象。

■納税の方法

市役所から送付された納税通知書により5月31日までに納めてください。

なお、自動車税と異なり、軽自動車税には月割課税制度はありません。したがって、4月1日現在の所有者に課税されることになり、4月2日以降に廃車などをしてもその年度分の税金は全額納めていただくことになります。

■申告

軽自動車等を取得、譲渡、廃車又は住所がかわったときには15日（原付自転車・小型特殊自動車を廃車したときは30日）以内に次の場所で申告してください。

車種	項目	必要なもの	手續場所
原付 自転車 (125cc以下) ・ 小型特殊 自動車	新規	販売証明書 窓口に来られる方の本人確認書類	豊田市役所市民税課 ☎0565-34-6877 各支所・出張所 ※豊田市駅西口サービスセンターでは、申告受付を行なっておりません。 ※電話番号は、巻末の案内図を参照してください。
	転入・再登録	標識(ナンバー)又は廃車証明書・車台番号を確認できるもの 譲り受けは、譲渡証明書が必要 窓口に来られる方の本人確認書類	
	廃車	標識(ナンバー) 窓口に来られる方の本人確認書類	
	市内 名義変更	譲渡証明書 窓口に来られる方の本人確認書類	
	標識紛失	弁償金(100円) 窓口に来られる方の本人確認書類	
軽二輪 (125cc超 250cc以下) 小型二輪 (250cc超)	廃車	右記の手続場所にお問い合わせください。	愛知運輸支局 西三河自動車検査 登録事務所 豊田市若林西町西葉山46 ☎050-5540-2047
	変更		
軽三輪 軽四輪	廃車	右記の手続場所にお問い合わせください。	軽自動車検査協会 愛知主管事務所三河支所 豊田市若林西町 西葉山48-2 ☎050-3816-1772
	変更		

※ 旧町村の標識（原付・小型特殊）は、従来どおり使用できます。

■車検用納税証明

軽自動車税納付確認システム（軽J N K S）の運用開始により、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要（納付してから日数が経過していないなど軽J N K Sによる納付確認ができない場合を除く）となっています。

これらに伴い、口座振替やキャッシュレス決済等で納付いただいた方への車検用納税証明書の送付を段階的に廃止します。

	三輪・四輪の軽自動車	二輪の小型自動車
令和7年6月	送付なし	送付あり
令和8年6月	送付なし	送付なし

なお、紙の車検用納税証明書の発行については、54ページをご覧ください。

○環境性能割

■納税義務者

令和元年10月1日以降に、新車・中古車を問わず取得価額が50万円を超える軽自動車を取得された方

■税額の計算

$$\text{税額} = \text{取得価額} \times \text{税率}$$

車種	排出ガス要件	燃費基準	税率	
			自家用	営業用
電気軽自動車		—	非課税	非課税
天然ガス軽自動車	平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成	—	非課税	非課税
ガソリン軽自動車 (乗用車)	★★★★★ (星4つ)	令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
	★★★★★ (星4つ)	令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	★★★★★ (星4つ)	令和12年度燃費基準60%達成	2%	1%
		上記以外	2%	2%
ガソリン軽自動車 (総重量2.5トン以下のトラック)	★★★★★ (星4つ)	令和4年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税
	★★★★★ (星4つ)	令和4年度燃費基準達	1%	0.5%
	★★★★★ (星4つ)	令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%
		上記以外	2%	2%

※★★★★★ (星4つ) とは、平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減を表しています。

■納税の方法

当分の間は、愛知県に納めていただきます。(従来の自動車取得税と同様)

国民健康保険税

国民健康保険税は、愛知県への国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるために納付していただくものです。

■納税義務者

納税義務者＝世帯主

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険の加入者でなくとも、同一世帯内に国民健康保険に加入している人がいる場合には世帯主に納税義務が生じます。(この場合、世帯主の所得は課税対象になりません。)

■税額の計算

$$\text{税額} = \text{基礎課税額(医療保険分)} + \\ \text{後期高齢者支援金等課税額(後期支援分)} + \\ \text{介護納付金課税額(介護保険分)}$$

基礎課税額 = 所得割 + 均等割 + 平等割 (一世帯あたり年間限度額66万円)

後期高齢者支援金等課税額 = 所得割 + 均等割 + 平等割 (一世帯あたり年間限度額26万円)

介護納付金課税額 = 所得割 + 均等割 + 平等割 (一世帯あたり年間限度額17万円)

税率等（年間）

区分	内容	課税標準額等 (税率をかけるもととなる金額)	税率等		
			医療保険分	後期支援分	介護保険分 ^{注1}
所得割	加入者の前年中の所得に応じて算出	総所得金額 ^{注2} + 山林所得金額 + 他の所得と区分して計算される所得の金額 ^{注3} - 基礎控除	6.39%	2.34%	2.16%
均等割	加入者の人数に応じて算出	加入者1人あたり28,800円(医療保険分) 加入者1人あたり11,000円(後期支援分) 加入者1人あたり10,500円(介護保険分)	28,800円 × 加入者数	11,000円 × 加入者数	10,500円 × 加入者数
平等割	すべての世帯が同額を負担	1世帯あたり 22,000円(医療保険分) 1世帯あたり 6,500円(後期支援分) 1世帯あたり 5,800円(介護保険分)	22,000円	6,500円	5,800円

注1 40歳から64歳の加入者には介護保険分がかかります。

注2 総所得金額は、損益通算及び損失（雑損失を除く）の繰越控除適用後の金額です。

注3 他の所得と区分して計算される所得の金額は以下のとおりです

- ・土地の譲渡等に係る事業所得等の金額
- ・土地等の譲渡所得の金額（特別控除後）
- ・株式等に係る譲渡所得等の金額
- ・上場株式等の配当所得の金額（申告分離を選択したもの）
- ・先物取引に係る雑所得等の金額
- ・条約適用利子等に係る利子所得等の金額

■月割計算

国民健康保険に加入した場合は加入した月から、脱退した場合は脱退した月の前月まで、それぞれの期間に応じて税額が月割で計算されます。国民健康保険に加入している人が40歳になった場合（介護保険分が新たに課税）、65歳になった場合（国民健康保険から介護保険分の徴収を終了）、75歳になった場合（後期高齢者医療制度へ移行し、国民健康保険を自動脱退）についても同様です。ただし、65歳になる年度の介護保険分、75歳になる年度の国民健康保険税についてはあらかじめ月割計算をした上で課税します。

①途中で加入した場合

$$\text{税額 (年間)} \times \frac{\text{加入した月から3月末までの月数}}{12か月}$$

②途中で脱退した場合

$$\text{税額 (年間)} \times \frac{\text{4月から脱退した前月までの月数}}{12か月}$$

③40歳になった場合

$$\text{介護納付金課税額 (年間)} \times \frac{\text{40歳になった月 (1日生まれの人は前月) から}}{\text{3月末までの月数}} \frac{}{12か月}$$

④65歳になった場合

$$\text{介護納付金課税額 (年間)} \times \frac{\text{4月から65歳になる月の前月 (1日生まれの人は前々月) までの月数}}{12か月}$$

例：6月に会社の保険を喪失して9月に国民健康保険加入の届け出をした場合

国民健康保険税は、国民健康保険加入の届け出をした日からではなく、国民健康保険の被保険者としての資格を取得した月の分から納めます。

①の式より

$$\text{税額 (年間)} \times \left(\frac{\text{6月から翌年3月末までの月数}}{12か月} \rightarrow \frac{10}{12} \right)$$

課税額は税額（年間）の10／12になります。

■軽減制度

●所得に応じた軽減制度

世帯主（国民健康保険の加入者でない場合を含む。）と加入者等^{注1}の前年所得^{注2}の合計額が軽減基準額以下の場合に、国民健康保険税の均等割と平等割が軽減されます。ただし、所得の申告をしていない場合、この軽減制度は適用されません。

区分	軽減基準額
7割軽減	43万円 + (給与所得者等の数 ^{注3} - 1) × 10万円
5割軽減	43万円 + (給与所得者等の数 ^{注3} - 1) × 10万円 + (30.5万円 × 加入者等の人数)
2割軽減	43万円 + (給与所得者等の数 ^{注3} - 1) × 10万円 + (56万円 × 加入者等の人数)

注1 加入者等とは、加入者と「後期高齢者医療に移行した元加入者」です。

注2 軽減の判定における前年所得は、所得割算定の総所得金額等とは以下の点が異なります。

- ・65歳以上の方は、公的年金所得（企業年金・確定拠出型年金を含む。）から最大15万円を控除した額で算定します。
- ・長期・短期譲渡所得等の特別控除は認められていません。雑損失の繰越控除は認められています。
- ・事業主が事業専従者に支払った専従者給与額又は専従者控除額は事業主の所得とみなし、事業専従者が事業主から支払いを受けた給与はないものとみなして算定します。

注3 給与所得者等の数とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等収入金額60万円超（65歳未満）又は125万円超（65歳以上））の数です。

●未就学児に係る均等割の軽減制度

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児の均等割額が軽減されます。軽減を受けるための申請は不要です。

1 対象者

国民健康保険に加入する全世帯の未就学児

（6歳に達する日以降、最初の3月31日を迎えていない被保険者）

2 軽減の内容

未就学児の均等割額について、5割軽減されます。

前年所得が一定基準以下の世帯で7・5・2軽減が適用される場合は、当該軽減が適用された後の均等割額がさらに5割軽減されます。

●非自発的失業者に係る軽減制度

倒産、解雇など非自発的に失業された人（特例対象被保険者）に対して、国民健康保険税等の負担を軽減させる制度です。

1 対象者

以下のすべての条件を満たす人が対象になりますが、世帯主からの申告が必要です。

- ・国民健康保険に加入しており、離職日時点で65歳未満の人
- ・雇用保険受給資格者証をお持ちの人
- ・離職理由コードが「11」、「12」、「21」、「22」、「23」、「31」、「32」、「33」、「34」の人

2 軽減期間

離職した日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで。

3 軽減の内容

本人の前年の給与所得を30/100(7割減)とみなして計算します。

●産前産後期間の所得割・均等割の軽減制度

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、出産予定または出産した被保険者の所得割額・均等割額が軽減される制度です。

1 対象者

以下のすべての条件を満たす人が対象となります。

- ・令和5年11月1日以降に出産予定または出産した人
- ・軽減対象期間中に国民健康保険に加入している人

※軽減を受けるには、届け出が必要です。

※妊娠期間85日(4か月)以上の出産が対象です。

※死産、流産(人工妊娠中絶を含む)及び早産の場合も含みます。

2 軽減の対象となる期間

単胎妊娠の場合:出産(予定)日の属する月の前月から4か月間

多胎妊娠の場合:出産(予定)日の属する月の3か月前から6か月間

3 軽減の内容

出産予定または出産した被保険者の所得割額・均等割額について、対象期間分軽減されます。前年所得が一定基準以下の世帯で7・5・2軽減が適用される場合は、当該軽減が適用された後の均等割額のうち、対象期間分が軽減されます。

■納付方法(普通徴収と特別徴収)

●普通徴収

6月から翌年3月までの年10回、納付書（納税通知書に同封）又は口座振替により納めていただく方法です。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※納期限は通常月末（12月は25日）ですが、当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

●特別徴収

特定の条件を満たす場合に、年金から納めていただく方法です。対象となる人には、市が手続きを行います。

★特別徴収の対象になる条件（次のすべての条件を満たす人）

- ・世帯主が国民健康保険加入者
- ・世帯内の国民健康保険加入者が全員65歳以上
- ・世帯主の年金受給額（老齢・退職・障害・遺族年金）が年間18万円以上
- ・介護保険料が特別徴収である
- ・介護保険料と国民健康保険税の合計金額が、年金受給額の2分の1を超えない
- ・国民健康保険税の納付方法が口座振替でない

★注意

- ・特別徴収の対象となるのは、世帯主です。
- ・年度の途中で普通徴収から特別徴収に切り替わる場合は、10月から特別徴収になります。
- ・世帯主が74歳に到達する年度は、9月から普通徴収に切り替わります。
- ・年度の途中で特別徴収の対象でなくなった場合は、普通徴収に切り替わりますので、その際は納付書又は口座振替により納めていただくことになります。
- ・特別徴収を中止したい場合は、口座振替の手続きをするとともに、市に「特別徴収中止の申出書」を提出してください。

■減免制度

次の理由により、現在国民健康保険税を納付することが困難な場合は、減免についてご相談ください。状況を審査の上、現年度分の国民健康保険税が減額できる場合があります。

世帯の生計を主として維持する人が、

- 1 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合
- 2 心身に重大な障がいを受け、又は長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合
- 3 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等によりその者の収入が著しく減少した場合
- 4 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する事由によりその者の収入が著しく減少した場合
- 5 上記に類する事由があった場合（障がい者手帳を持っている被保険者、寡婦・ひとり親である被保険者が世帯内にいる場合）など

減免を受けようとする人は、毎年度納期限までに申請が必要です。

また、会社の保険に加入していた人が後期高齢者医療制度に移ったことに伴い、その被扶養者だった人（65歳～74歳）が国民健康保険に加入した場合は、申請により、国民健康保険税が一部減免できる場合があります。

■滞納

国民健康保険税を滞納すると延滞金が発生し、督促状の発送のほかに国税徴収法に基づいた財産調査及び差押などの滞納処分を行います。特別な事情があり納期限までに納付することが困難な場合は、必ずご相談ください。

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこ製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税金です。

例外を除いて、市内の小売販売業者から購入されたたばこにかかる市たばこ税は、豊田市に納税されます。

■納税義務者

製造たばこ製造者、特定販売業者、卸売販売業者

たばこの小売価格の中には、市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは購買者自身です。

■税額の算出方法

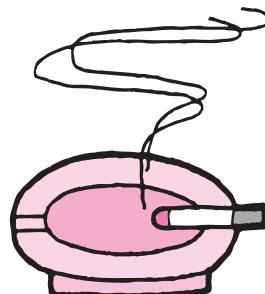
$$\text{税額} = \text{売り渡し本数} \times \text{税率} \text{ (1,000 本につき 6,552 円)}$$

■申告と納税の方法

製造たばこ製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納めることになっています。

たばこ1箱(580円)の場合の税金は?

国たばこ税	136円
市たばこ税	131円
県たばこ税	21円
消費税	53円
たばこ特別税	16円
	約357円



入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他の消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用にあてるため入湯客に対してかかる目的税です。

■納稅義務者

鉱泉浴場の入湯客の方

■税率

1人1日について、150円

■申告と納稅の方法

鉱泉浴場の経営者が入湯客から特別徴収し、翌月15日までに申告し、納めることになります。

■課税免除

入湯税の課税されない人

- 1 年齢12歳未満の人
- 2 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する人
- 3 介護又は介護予防を目的に専ら近隣の住民を対象として市が設置した老人憩の家等における浴場に入湯する人
- 4 住民の福祉及び健康の増進を目的に地域住民が設置、管理及び運営をする専ら近隣の住民を対象とした施設における浴場に入湯する人
- 5 宿泊、飲食その他施設の利用料金が1回2万円以下（消費税は含まない）で入湯する人

鉱産税

■納稅義務者

市内の鉱区で鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

■税額の計算方法

税額 = 1か月の鉱物の価格総額 × 税率(1／100)

ただし、価格総額が200万円以下の場合、税率は0.7／100です。

■申告と納稅の方法

鉱業者が翌月末日までに申告し、納稅することになっています。

●一口メモ

豊田市内で掘採される鉱物

・耐火粘土(木節粘土) … 熔鉱炉などの耐火レンガ用
・けい石(けい砂) …………… ガラスの原材料

第2章 国税・県税のご案内

■国税

●国税のお問合せ先

豊田税務署 (☎0565)35-7777

〒471-8521

豊田市常盤町1丁目105番地3 豊田合同庁舎

直接税

税金を負担する人が直接国に納める税金

所得税及び復興特別所得税

1月から12月までの1年間の個人の所得に対してかかる税金です。

法人税及び地方法人税

法人の各事業年度の所得に対してかかる税金です。

相 続 税

亡くなった人から相続や遺贈などによって財産を取得した人にかかる税金です。

贈 与 税

個人から財産をもらったとき、そのもらった人にかかる税金です。

特 別 法 人 事 業 税

事業を営む法人にかかる税金です。

森 林 環 境 税

国内に住所のある個人に対してかかる税金です。

間接税

税金を負担する人以外の人（経営者等）を経て納める税金

消 費 税

商品の販売やサービスの提供に対してかかる税金です。

酒 税

清酒・ウイスキー・ビールなどの酒類にかかる税金です。

揮発油税及び地方揮発油税

主として自動車の燃料に用いられるガソリンにかかる税金です。

たばこ税及びたばこ特別税

紙巻たばこやパイプたばこなど各種のたばこにかかる税金です。

印 紙 税

各種の契約書などのような経済取引に際して作成される文書にかかる税金です。

そ の 他 の 税

石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、関税、とん税及び特別とん税、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税、国際観光旅客税

●詳しくは国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/> をご覧ください。

■県税

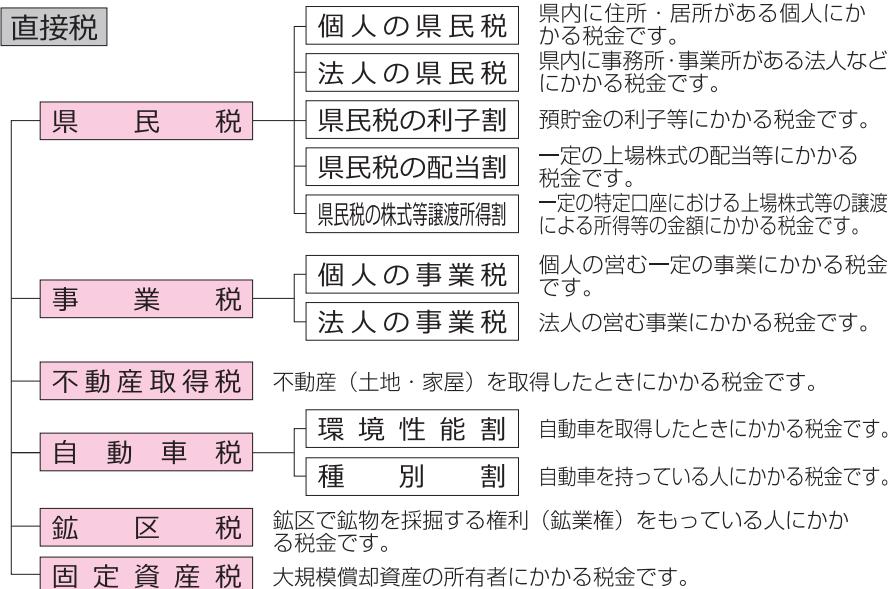
●県税のお問合せ先

愛知県豊田加茂県税事務所(☎(0565)32-3383)

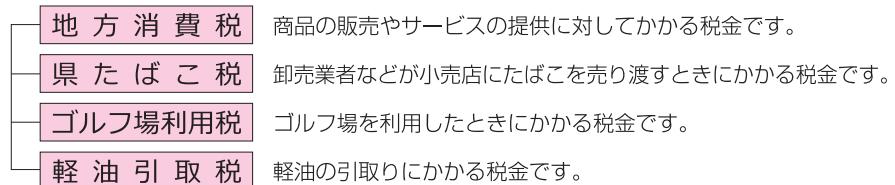
〒471-8537 豊田市元城町4丁目45番地

普通税

税金の使いみちが特定されていない税金



間接税



目的税

税金の使いみちが特定されている税金

直接税

狩猟税

狩猟者の登録を受ける人にかかる税金で、鳥獣の保護等の費用にあてられます。

間接税

産業廃棄物税

産業廃棄物の最終処分場への搬入にかかる税金で、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進等の費用にあてられます。

●詳しくは愛知県総務局財務部税務課ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>をご覧ください。

第3章 市税の納付

市税の納期限と納付場所

■市税の納期限(令和7年度)

納 期 限	市県民税・森林環境税 (普通徴収)	軽自動車税 (種別割)	固定資産税 都市計画税	国民健康保険税
4月30日(水)			1 期	
6月 2日(月)		全 期		
6月30日(月)	1 期			1 期
7月31日(木)			2 期	2 期
9月 1日(月)	2 期			3 期
9月30日(火)				4 期
10月31日(金)	3 期			5 期
12月 1日(月)				6 期
12月25日(木)			3 期	7 期
2月 2日(月)	4 期			8 期
3月 2日(月)			4 期	9 期
3月31日(火)				10 期

このほか、隨時課税分が発生することがあります。

■納付場所(令和7年4月1日現在)

●市の指定した金融機関(国内の本・支店に限る)(通常の窓口払納付書の場合)

三菱UFJ銀行、みずほ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、百五銀行、あいち銀行、名古屋銀行、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、信用組合愛知商銀、イオ信用組合、東海労働金庫、あいち豊田農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局、

豊田市役所内指定金融機関窓口(南庁舎2階)

●全国地方税統一QRコード対応金融機関(QRコードが印字されている納付書の場合)

※地方税お支払いサイトで確認してください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

●豊田市駅西口サービスセンター(T-FACE A館7階)

取扱時間 午前10時～午後6時30分

休業日 ① 5月3日～5月5日

② 12月29日～翌年1月3日

③ 上記①、②に連続する土曜日・日曜日・振替休日

●支所・出張所

取扱時間 午前8時30分～午後5時15分

●全国のコンビニエンスストア（令和7年4月1日現在）

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、
M M K(マルチメディアキオスク)設置店、ミニストップ、デイリーヤマザキ、
ヤマザキデイリーストアー、Y S P S (ヤマザキスペシャルパートナーショップ)、
ニューヤマザキデイリーストア、セイコーマート、ハマナスクラブ、ポプラ、
スリーエイト、生活彩家、くらしハウス

※コンビニエンスストアで使用できる納付書は、バーコードが印刷されたものに限ります。

■ Pay – easy (ペイジー) による納付方法

パソコン、スマートフォン、ペイジー対応のATM等から市税を納付することができます。

●対象税目

市県民税・森林環境税(普通徴収)、軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税

●納付方法

地方税お支払サイトにて「お支払方法」でペイジーを選択してください。

※詳しくは、地方税お支払サイトをご確認ください。

●注意事項

- ・お支払いに対して振込手数料はかかりませんが、ATMの時間外利用の場合など一部のサービス利用に対して手数料がかかる場合があります。
- ・領収書及び払込み受領書は発行されません。
- ・決済後に支払いをキャンセルすることはできません。二重納付となった場合は返金しますが、返金までに1~2か月かかります。

■ クレジットカードによる納付方法

お持ちのクレジットカードで市税を納付することができます。地方税お支払いサイトから、クレジットカード決済専用サイトへ移行し、画面に沿って手続きしてください。

●利用できるカードブランド

VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club

●対象税目

市県民税・森林環境税(普通徴収)、軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税

●利用期間

納付書を受け取った日から、納付書記載の「納期限」当日の午後12時00分までです。

●注意事項

- ・納付書1枚当たりの金額が1,000万円以上のものはご利用いただけません。
- ・別途、システム利用料が必要です。
- ・口座振替のように、一度の手続きで以後の納期分を自動的に引落しするものではありません。納付書ごとに手続きが必要です。
- ・現在口座振替を申し込んでいる方がクレジットカードでの納付を希望する場合は、口座振替の廃止の申込みを行っていただく必要があります。
- ・領収書及び払込み受領書は発行されません。
- ・決済後に支払いをキャンセルすることはできません。二重納付となった場合は返金しますが、返金までに1~2か月かかります。
- ・コンビニ店舗でクレジット納付はできません。
- ・詳細はホームページをご確認ください。

■スマートフォン決済アプリによる納付方法

スマートフォン決済アプリで、納付書に記載されているバーコード又はQRコードを読み込むだけで、いつでもどこでも市税を納付することができます。

●対応アプリ

- ①バーコードを読み込む場合
PayB、PayPay、ファミペイ、auPAY、d払い
- ②QRコードを読み込む場合
地方税お支払いサイトで確認してください。

●注意事項

- ・バーコード又はQRコードが印字されていない納付書は利用できません。
ただし、印字されていても、アプリの納付可能限度額を超える場合はご利用いただけません。
- ・領収書及び払込金受領書は発行されません。
- ・決済後に支払いをキャンセルすることはできません。二重納付となった場合は返金しますが、返金までに1～2ヶ月かかります。
- ・注意事項の詳細及びご利用方法につきましては市ホームページ又は地方税お支払いサイトをご確認ください。

口座振替（自動払込）制度

- ・金融機関等が、納期限の日に預貯金口座から自動的に振り替えて納める制度です。
- ・毎月15日までの申込みで、翌月末から振替開始となります。



みんなで
口座振替に
するケロ♪

口座振替推進キャラクター
振りカエル君

■申込み手続

1 スマートフォンでの申込み

スマートフォンを利用して申込みができます。利用可能金融機関は以下のとおり。

※スマートフォンアプリ

豊田信用金庫（とよしんアプリ）、岡崎信用金庫（おかしんアプリ）

※Web口座振替受付サービス

百五銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、あいち銀行、名古屋銀行、
信用組合愛知商銀、イオ信用組合、あいち農業委員会、ゆうちょ銀行

2 銀行等窓口（市の指定した金融機関等 47ページ参照＋三井住友銀行）での申込み

(1) 預貯金通帳とその届出印

(2) 納税（納入）通知書又は領収書（通知書番号が確認できるもの）

(1)、(2)を持参して、申込用紙にご記入の上、窓口でお申し込みください。

※申込用紙は、市内の金融機関及びゆうちょ銀行・郵便局の窓口にあります。

※取扱金融機関等の市外の本支店で申し込む方は、申込用紙を送りますので、債権管理課にご連絡ください。

3 市役所窓口での申込み

債権管理課窓口にて、お手持ちのキャッシュカード（磁気ストライプ付きに限る）を専用端末に通し、暗証番号を入力で申込みができます。

※1の取扱金融機関のうち一部ご利用いただけない金融機関があります。

4 郵送での申込み

申込用紙は市ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、債権管理課にご連絡ください。

※申込用紙は市ホームページにも掲載しております。

■対象税目

市県民税・森林環境税(普通徴収)、軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税

■振替日

各税目の納期限の日

市税を滞納すると

市税を滞納すると、督促状や催告書等によって納税を促すことになります。また、本税の税額のほかに延滞金が加算される場合があります。

■納税相談

病気や失業のため「払いたくても払えない」状態にある場合は、分割での納付などの相談に応じます。電話か直接窓口に来庁してご相談ください。

■滞納処分

市の督促や催告に対しても何ら誠意ある対応をとっていただけない場合、やむなく、勤務先への給与照会や金融機関等への財産調査を行い、滞納処分（差押等）を実施する場合があります。

市税の場合、こうした調査や滞納処分は、法律の規定により事前に滞納者の了解を得ることなく行うことができます。勤務先や金融機関等に滞納の事実が分かってしまうと、社会的な信用を失うことにつながる可能性があります。

なお、差押の対象は一般的な債権（給与等）のほか不動産（土地・建物）、車、動産（貴金属、美術品等）などがあります。豊田市では、インターネットによる公売も実施しており、これまでに美術品などを売却し、市税に充当しています。（インターネット公売の情報については、市ホームページに随時掲載してお知らせしています。）

■延滞金（令和7年4月1日現在）

納期限を過ぎますと、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6%（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3%）又は地方税法附則第3条の2に定められる割合のいずれか少い方の割合を乗じて計算した延滞金が発生します。

詳しい延滞金の計算方法については、市ホームページをご覧ください。

市税の減免

納税義務者が次の要件などに該当する場合は、申請してください。その状況に応じて、市税の減免となる場合があります。

税目等	主な要件	担当課
個人市民税	生活保護を受けている場合、所得がなく生活が困難な場合	市民税課
固定資産税	生活保護を受けている場合、災害などにあった場合、ひとり親、障がいのある人で一定の基準に該当する場合	資産税課
軽自動車税 (種別割)	身体に障がいのある人などが所有している場合	市民税課

※具体的な基準など詳しくは各担当課へお問い合わせください。

(担当課の連絡先は表紙の裏面でご確認ください。)

市税等の猶予制度

■徴収猶予

下記の要件により、市税等を一時に納付することができないとき、申請により1年以内の期間に限り徴収の猶予が認められる場合があります。

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止し、又は休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤ 本来の納期限から1年以上を経過したのちに、納付すべき税額が確定したこと

■換価の猶予

市税等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、その市税等の納期限から6か月以内に申請をすることにより、1年以内の期間に限り換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税等以外に、すでに滞納となっている市税等がある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。

■猶予が認められると

- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

■猶予の取消

- 猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。
- ・分割納付計画のとおりの納付がない場合
 - ・猶予を受けている市税等以外に市税等を滞納した場合 など

豊田市版環境減税

再生可能エネルギーの導入促進と家庭・地域内でのエネルギーの地産地消、移動の脱炭素化の推進を図るため、環境減税制度があります。一定基準を満たす対象資産を取得された場合は、固定資産税等の減免対象になる場合があります。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。（担当課の連絡先は表紙の裏面でご確認ください。）

種類	対象資産	減免内容	担当課
スマートハウス減税	一定基準を満たす太陽光発電システム、H E M S 及び蓄電池又はV2Hを一体的に設置する住宅 (ZEH基準を満たす等)	取得後3年度分の家屋に係る固定資産税・都市計画税を一部減免	
再生可能エネルギー発電設備減税	一定基準を満たす太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備（10kW以上2,000kW未満のもの） ただし、令和8年1月1日以降に取得した再生可能エネルギー発電設備については、自家消費型再生可能エネルギー発電設備に限る。	取得後3年度分の償却資産に係る固定資産税を一部減免	資産税課
電気自動車減税	電気を動力とする軽自動車及びミニカーで新規に登録したもの	新規登録から3年度分の軽自動車税（種別割）を全部減免	市民税課

※減免を受けるには申請が必要です。

市税の救済

市税の申告が過大であったり、課税の処分に不服がある場合は、次のとおり請求・申立てができます。

■更正の請求

法人市民税、事業所税などを始めとする申告・納付の税目は、その申告した税額が過大であつたことを発見したなどの場合、法定納期限から5年以内に限り更正の請求ができます。

■市税に対する審査請求

市税の納税通知書等に記載された事項について不服がある場合は、その通知書等を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる事項は除かれます。

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の各号のいずれかに該当するときは審査請求の裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、次の処分に対する審査請求は、次に掲げる日以後はできません。

●督促

督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内又は差押えの通知を受けた日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日。

●差押

差押のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又はその公売期日などのいずれか早い日。

第4章 市税に関する証明・閲覧

市税に関する証明の交付及び閲覧は、市役所市民課、支所、出張所、豊田市駅西口サービスセンターで行っています。

※ 豊田市に住民登録がある方は、マイナンバーカードやスマートフォン用電子証明書を搭載したスマートフォンを利用して所得課税証明書(本人の最新年度のみ)のコンビニ交付サービスを利用できます。

■証明・閲覧の種類等 (令和7年4月1日現在。詳細は市ホームページをご確認ください。)

(★印は委任状を要します。●印は取扱いができるものを示します。手数料は1枚又は1件につきです。)

証明・閲覧の種類	主な使用目的	本庁	支所・出張所	駅西口	手数料
所得課税証明	★融資、住宅の入居、年金手続	●	●	●	200円
	★保育園入園、福祉医療等手当等の申請	●	●	●	無料
事業証明 ^{注1}	車の登録、農地転用	●	●	—	200円
納税証明	★融資、保証人、入札参加	●	●	●	200円
	軽自動車継続検査(車検) ^{注2}	●	●	●	無料
土地証明(車庫証明用)	★自動車の車庫証明用	●	●	●	200円
登録事項証明(評価額証明)	★融資、登記、相続税、贈与税の申告	●	●	●	200円
公課証明	★競売の申し立て、税金の精算	●	—	—	200円
家屋証明(建築確認用)	★建築確認	●	●	●	200円
住宅用家屋証明	登録免許税の軽減	●	—	—	1,000円
登録事項閲覧	★土地家屋の税額確認、確定申告	●	●	●	150円
償却資産課税台帳(証明)	★融資	●	—	—	200円
償却資産課税台帳(閲覧)	★資産確認、確定申告	●	—	—	150円
評価額通知 ^{注3}	★登記	●	●	—	無料

注1 事業証明は個人と法人の2種類があります。法人の事業証明は市民課及び支所・出張所で、個人の事業証明は本庁の市民税課で発行します。ただし、個人の事業証明についても支所・出張所で発行できる場合がありますので、詳しくは市民税課にお問合せください。

注2 軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の運用開始に伴い、証明書の取得が原則不要になりました。(詳細は、市ホームページをご確認ください。)

注3 評価額通知の交付は、登記のために、非課税の土地及び地目を変更した土地の評価額算出が必要な場合に限ります。評価額通知は本庁及び旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡の6支所のみ取扱いしています。

■交付申請に必要なもの

- ・本人 及び 同一世帯の親族………本人確認書類、手数料
- ・代理人(★印の証明) 本人確認書類、委任状(委任者の自署又は記名押印が必要。法人の場合には要社印)、手数料

※法人の場合、法人の代表者による申請でも、社印が必要です。

■証明書コンビニ交付サービス（コンビニ交付）

1 コンビニ交付について

マイナンバーカードやスマートフォン用電子証明書を搭載したスマートフォンを利用してコンビニエンスストア等で所得課税証明書を取得できます。

2 取得できる証明書と手数料（令和7年4月1日現在）

証明書の種類	手数料	備考
住民票	100円	世帯全員、世帯員の一部
印鑑登録証明書	100円	本人分のみ
戸籍全部（個人）事項証明書	450円	豊田市に本籍のある方
所得課税証明書	100円	本人分、最新年度のみ

3 利用店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン、ココカラファインヘルスケア（令和7年4月1日現在）

※全国の店舗で利用できます。マルチコピー機の設置店舗に限ります。

4 利用時間

午前6時30分～午後11時又は、店舗営業日時。

システムメンテナンス等により、上記時間帯でも利用できなくなる場合があります。



5 その他詳細

コンビニ交付ホームページ（右記二次元コード）をご確認ください。



■証明書の電子申請

「あいち電子申請・届出システム」及びマイナンバーカードを利用して、インターネットから原則24時間・365日申請することができます。

対象となる証明書：所得課税証明書、納税証明書、固定資産課税台帳、

登録事項証明書、固定資産課税台帳登録事項閲覧など

詳細は、電子申請ホームページ（右記二次元コード）をご確認ください。

マイナンバーカードを作りましょう !!

○マイナンバーカード用の顔写真の撮影等、マイナンバーカード交付申請のお手伝いをします。

○平日の受付に加え、一部の土日にはマイナンバーカード休日交付窓口を開設しています。（詳細は市ホームページでご確認ください）

問合せ：市民課マイナンバーカードコールセンター（電話番号：0570-083-130）

市税のQ&A



市民税

■退職した翌年にも納税通知書が届きましたが?

Q

私は令和6年11月に会社を退職し、令和7年1月に納税通知書により税金を納付しましたが、6月にも納税通知書が送られてきました。どうしてでしょうか？

A

市県民税は、前年中の所得に基づき課税されます。そして、会社からの給与天引き（特別徴収）の場合は、6月から翌年の5月までの12回で給料から天引きします。

したがって、令和7年1月に納めていただいた税金は、令和5年中（令和5年1月1日～12月31日まで）の所得に基づき課税された令和6年度の市県民税のうち、退職により給与天引きできなくなった残りの税額です。

また6月に送られてきた納税通知書は令和6年中（令和6年1月1日～12月31日まで）の所得に基づく令和7年度の市県民税です。

■豊田市から他市へ引っ越ししたのに、豊田市から納税通知書が届きましたが?

Q

令和7年3月に豊田市から他市へ引っ越しましたが、令和7年度市県民税納税通知書が送られてきました。豊田市に納めなければいけないのでしょうか？

A

市県民税はその年の1月1日に住所のある市区町村で課税されます。令和7年1月1日に豊田市に住んでいた場合は、令和7年度の市県民税は豊田市で課税されますので、豊田市に納めていただくことになります。

■新しい会社に就職しましたが、市県民税は？

Q

私は令和7年3月に会社を辞め、7月に新しい会社に就職しました。市県民税はどうなりますか？

A

すでに送付してある納付書で納めてください。ただし、就職先での給与天引き(特別徴収)に切り替えることができる場合があります。

就職先の会社の給与担当に未到来納期分の納付書を提示し、給与天引きに切り替えられるか、相談してください。

■所得が全くない場合の申告は？

Q

私は令和6年中は病気のため仕事ができず、全く収入がなかったのですが、市県民税の申告が必要ですか？

A

収入のなかった人には市県民税は課税されませんが、申告されていないと、所得課税証明書等が必要なときに速やかに発行できないばかりでなく、各種行政サービスに支障をきたすこともありますので、申告書に収入がなかった旨を記入のうえ、提出してください。

■ふるさと寄附金の寄附金控除の手続は？

Q

ふるさと寄附金をする予定ですが、寄附金控除の手續はどうしたらいいですか？

A

確定申告又は市県民税申告を行ってください。ただし、以下の1から3の条件を満たす方は、専用の申請書を寄附先の自治体へ提出することで、確定申告又は市県民税申告を行わずに寄附金控除の適用を受けることができます(申告特例、10ページ参照)。申告特例の申請をした方が、確定申告又は市県民税申告をした場合は、申告特例は適用されなくなりますので、ふるさと寄附金の寄附金控除を併せて申告してください。

- 1 他に収入がなく、勤め先で年末調整されているサラリーマンの方
又は公的年金収入の合計金額が400万円以下で他に収入がない方
- 2 所得税の確定申告又は市県民税申告をされない方
- 3 寄附先の自治体数が5か所以下の方

なお、税金の控除や申告特例の対象者については市民税課、寄附金や申告特例の手続きについては寄附先の自治体(豊田市への寄附はシティプロモーション戦略課 0565-34-6761)にお問い合わせください。

固定資産税

■固定資産税が高くなつたのですが？

Q

固定資産税が高くなつたのですが？

A

主に次の理由が考えられます。

土地

【評価替え・負担調整措置】土地の税額については、土地の価格(評価額)の上昇により、高くなる場合があります。ただし、評価額の上昇による税負担の急増を抑えつつ、負担の公平を図るという観点から、負担調整措置(27ページ参照)が講じられています。

【住宅用地の特例の変更】住宅を取り壊した場合には、住宅用地の特例(28ページ参照)が適用されなくなるため土地の税額が上がります。

家屋

【新築住宅・認定長期優良住宅の減額適用期間終了】新築された住宅は、一定の要件に当てはまると、その住宅の固定資産税の税額が一定期間減額されます(都市計画税は減額されません)。適用期間が終了すると、本来の税額に戻るため家屋の税額は上がります。減額措置の適用期間が終了した家屋については、課税明細書の【備考】欄において「減額終了」とのコメントでお知らせしています。

上記の項目以外にも税額が上がる原因があります(地目変更など)。ご不明な点がある場合は、資産税課へお問い合わせください。

軽自動車税

■すでに手放した車両の税金の納税通知書が届きましたが？

Q

私は令和7年5月に自分名義の軽自動車を手放しましたが、その車両の納税通知書が送られてきました。どうしてでしょうか？

A

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在の所有者にかかる税金です。

令和7年4月1日までに廃車、名義変更等の手続きが済んでいなければ、令和7年度分の税金は納めていただく必要があります。

国民健康保険税

■息子の国民健康保険税なのに世帯主の私宛に納税通知書が送られてくるのはなぜですか？

Q

息子は、国民健康保険に入っていますが、私(父)は、会社の保険(社会保険)に入っています。私宛に、国民健康保険税の納税通知書が送られてくるのはどうしてですか？

A

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に入っていないくとも、同一世帯内に国民健康保険に入っている人がいる場合は、世帯主に納税義務が生じ、世帯主に納税通知書をお送りします。

■会社を退職したので、国民健康保険に入りたいのですが？

Q

会社を退職しました。国民健康保険に入りたいのですが？

A

以下の書類をお持ちの上、国保年金課又は支所、出張所（豊田市駅西口サービスセンターを除く）で加入手続きをしてください。

※会社の保険(社会保険)を喪失してから14日以内に届け出を行ってください。

- 1 社会保険資格喪失証明書又は健康保険資格喪失連絡票（社会保険の資格喪失日が確認できるもの）
- 2 窓口にお越しになる方の本人確認ができるもの(免許証等)
- 3 世帯主及び加入する方全員のマイナンバー(個人番号)が確認できるもの
- 4 <口座振替を希望される方>銀行印、預金通帳、キャッシュカード
※キャッシュカードで手続きできるのは、国保年金課窓口のみで、一部の金融機関のみの取り扱いとなります。
- 5 年金手帳又は基礎年金番号通知書（20歳～59歳の方で、国民年金の加入手続きが必要な方）
- 6 委任状(住民票上別世帯の方が窓口にお越しになる場合)

■社会保険に入ったので、国民健康保険をやめるには？

Q

就職して、会社の保険（社会保険）になりました。国民健康保険をやめた
いのですが？

A

喪失手続きを行うには、以下の3つの方法があります。

【電子申請の場合】

スマートフォンやパソコンなどから申請できます。豊田市
市のホームページから手続きしてください。

【豊田市 国保 やめる】で検索していただくと該当ページ
が表示されます。

こちらのQRコードから
手続きができます。



【郵送の場合】

必要書類を送付しますので、国保年金課へお問い合わせください。

【窓口の場合】

以下の書類をお持ちの上、国保年金課又は支所、出張所（豊田市駅西口サービスセンターを除く）へお越しください。

- 1 新しい健康保険に加入した証明書（資格取得日が確認できるもの）
※社会保険加入者全員分
- 2 国民健康保険の被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ、高齢受給者証（70歳～74歳の方のみ）
※お持ちの場合のみ、社会保険加入者全員分
- 3 窓口にお越しになる方の本人確認ができるもの（免許証等）
- 4 世帯主及びやめる方全員のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの
- 5 委任状（住民票上別世帯の方が窓口にお越しになる場合）

■国民健康保険税を年金から納付するのはなぜですか？

Q

国民健康保険税を年金から納付（特別徴収）するのはどうしてですか？

A

以下の3点の理由から法令に基づいて行っています。ご理解をお願いします。

- 1 個別に金融機関等の窓口でご納付いただくなどの手間をおかけしないようにするため
- 2 国民健康保険税を確実に納めていただくことで、保険に加入する他の方々の国民健康保険税の負担が増加しないようにするため
- 3 国民健康保険税の徴収に関わる経費を省くため

納 税

■督促状がきました。

Q

市税は納付してあるはずですが、督促状がきました。なぜですか？

A

次の点をご確認ください。

- ・領収証書に記載されている年度・税目・期別などが督促状と一致していますか。
- ・納期限までに納付していただけましたか。納付していただいてから、その納入が確認できるまで、2週間程度の日数を要します。その間に行き違いで督促状が送付される場合がありますので、ご了承ください。

■納税を忘れていました。

Q

納税を忘れており、納期限が過ぎた納付書が手元にあります。これで納めることはできますか？

A

納期限を過ぎた納付書では原則として納付できません。税額によっては、延滞金が発生している場合があるので、債権管理課までお問い合わせください。

■納付書を紛失してしまいました。

Q

送られてきた当初の納付書を紛失してしまいました。どうしたらいいですか？

A

債権管理課にて納付書を再発行しますので、ご連絡ください。

証明

■税証明の発行窓口は？

Q

市税に関する証明が欲しいのですが、申請窓口はどちらですか？

A

市役所市民課、支所、出張所、豊田市駅西口サービスセンターで発行しています。窓口によって取り扱っていない証明書等がありますが、54ページのとおりです。

■証明書申請に必要な本人確認書類とは？

Q

証明書の申請に本人確認書類が必要だと聞きました。具体的にどのようなものですか？

A

1種類でよいものと2種類必要なものとあります。以下のとおりです。
【1種類でよいもの】運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付き住基カード、身体障がい者手帳、在留カード、特別永住者証明書などの官公署が発行した顔写真付きの身分証明書
【2種類必要なもの】健康保険証、年金手帳、年金証書、地方公共団体が発行した医療受給者証など

■所得証明が欲しいのですが？

Q

私は豊田市に住所があるので所得課税証明書がとれますか？

A

所得課税証明書は、必要な年度の1月1日時点に豊田市に住民登録があり、なおかつ申告等がある場合に発行できます。

例えば、令和7年度所得課税証明書は、令和7年1月1日に住民登録があり、なおかつ申告等がある場合に発行できます。

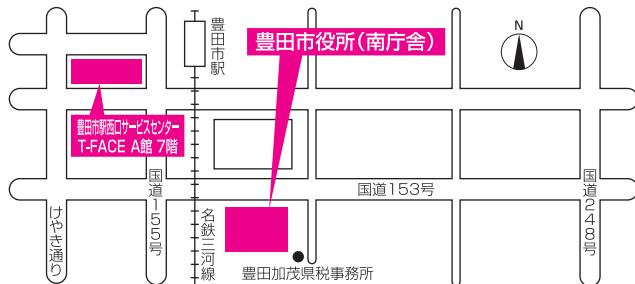
ただし、豊田市に住民登録していても、居所で申告した場合は発行できないケースもあります。

また、豊田市に住民登録がある方は、マイナンバーカードやスマートフォン用電子証明書を搭載したスマートフォンを利用して所得課税証明書（本人の最新年度のみ）のコンビニ交付サービスを利用できます。詳細は55ページのとおりです。

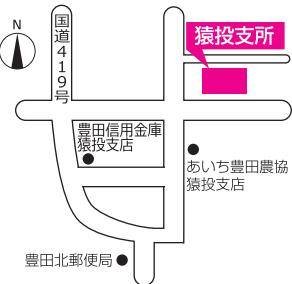
MEMO

●市役所、支所、出張所案内図●

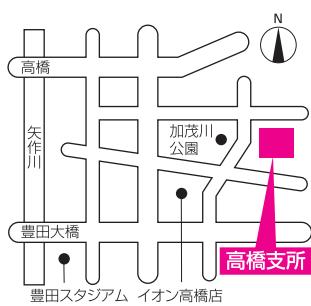
豊田市役所 西町3-60 ☎0565-31-1212(代)
豊田市駅西口サービスセンター T-FACE A館 7階 ☎0565-36-6711



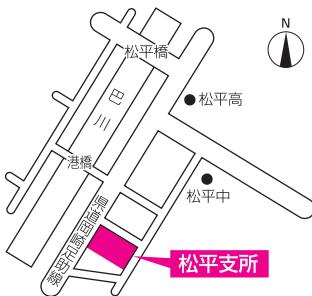
猿投支所(猿投コミュニティセンター内)
四郷町東畑70-1
☎0565-45-1211



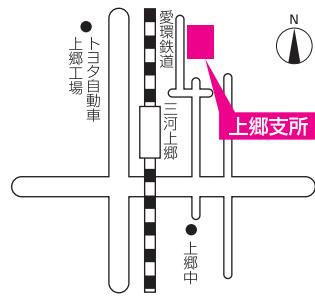
高橋支所(高橋コミュニティセンター内)
東山町2-1-1
☎0565-80-0077



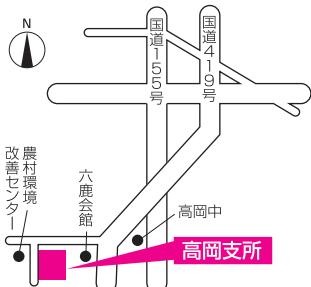
松平支所(松平コミュニティセンター内)
久々平町前16
☎0565-58-0001



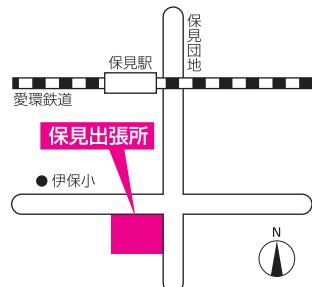
上郷支所(上郷コミュニティセンター内)
上郷町5-1-1
☎0565-21-0001



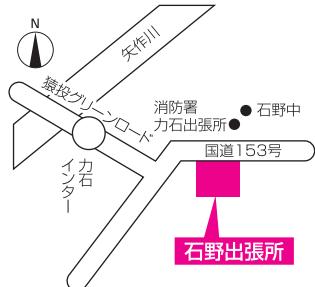
高岡支所(高岡コミュニティセンター内)
高岡町長根51
☎0565-53-7779



保見出張所(保見交流館内)
保見町四反田121-1
☎0565-48-8006

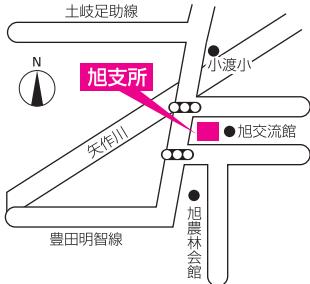


石野出張所(石野交流館内)
力石町深田57-2
☎0565-41-2001



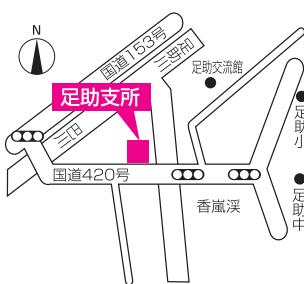
旭支所

小渡町船戸15-1
☎0565-68-2211



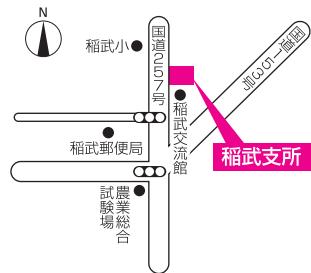
足助支所

足助町宮ノ後26-2
☎0565-62-0600



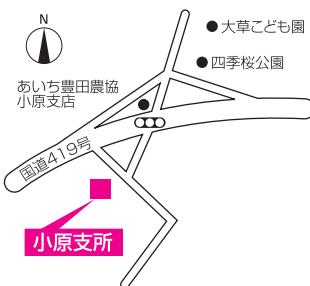
稻武支所

稻武町竹ノ下1-1
☎0565-82-2511



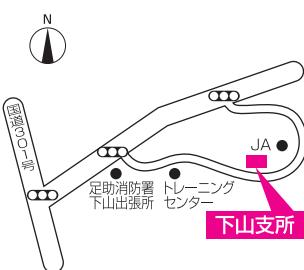
小原支所

小原町上平441-1
☎0565-65-2001



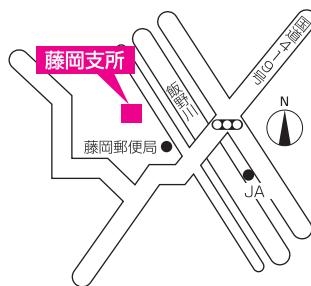
下山支所

大沼町越田和37-1
☎0565-90-4411



藤岡支所

藤岡飯野町田中245
☎0565-76-2103



●土・日曜・祝日も利用できます。

- ▶場 所 豊田市駅西口サービスセンター (T-FACE A館 7階)
- ▶時 間 午前10時～午後6時30分
- ▶休業日 ① 5月3日～5月5日
② 12月29日～翌年1月3日
③ 上記①、②に連続する土曜日・日曜日・振替休日
- ▶電 話 0565-36-6711



●市 章

昭和26年11月に制定。豊田市が昔、挙母の里、許呂母と呼ばれていたところから「衣」という文字を図案化し、中に旧挙母藩内藤家の具足などの目印の◇印を形どったものです。



●市の花／ひまわり

昭和40年3月、公募により決定。力強く太陽に向かって咲くひまわりのように、市民のすべてに幸せな暮らしの花を咲かせようという願いがこめられています。



●市の木／けやき

昭和46年3月、市制20周年を記念して公募により決定。

この社会あなたの税がいきている。